

議 事 日 程

日程第1 一般質問

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○本日の会議に出席した議員

1番	広瀬 守 克	2番	藤 橋 直 樹
3番	若 原 達 夫	4番	北 川 静 男
5番	関 谷 守 彦	6番	森 健 治
7番	森 清 一	8番	馬 淵 ひろし
9番	松 野 貴 志	10番	今 木 啓一郎
12番	棚 橋 敏 明	13番	庄 田 昭 人
14番	若 井 千 尋	15番	広 瀬 武 雄
16番	若 園 五 朗	17番	松 野 藤四郎
18番	藤 橋 礼 治		

○本日の会議に欠席した議員（1名）

11番 杉 原 克 巳

○本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市 長	森 和 之	副 市 長	梶 浦 要
教 育 長	加 納 博 明	企 画 部 長	山 本 康 義
総 務 部 長	久 野 秋 広	市 民 部 長 兼 菓 南 庁 舎 管 理 部 長	棚 橋 正 則
健康福祉部長	平 塚 直 樹	都 市 整 備 部 長	鹿 野 政 和
調 整 監	宇 野 真 也	環 境 水 道 部 長	矢 野 隆 博
教 育 次 長	広 瀬 進 一	会 計 管 理 者	清 水 千 尋
監 査 委 員 事 務 局 長	西 村 陽 子		

○本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	広瀬照泰	書記	松山詔子
書記	近藤圭代		

## 開議の宣告

○議長（庄田昭人君） これより本日の会議を開きます。

傍聴者の皆様には、多く来ていただきましたことを感謝申し上げます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

---

## 日程第1 一般質問

○議長（庄田昭人君） 日程第1、一般質問を行います。

質問の通告がありましたので、順番に発言を許します。

7番 森清一君の発言を許します。

○7番（森 清一君） 皆様、おはようございます。また、傍聴の皆様、今日は御苦勞さまでございます。

議席番号7番、無所属の会、森清一でございます。

議長のお許しを頂きましたので、一般質問をさせていただきます。

1点目に、「健幸都市みずほ」をつくるためには欠かせない重要な課題として地域包括ケアシステムの構築について、2点目に、コロナ禍における福祉課題への対応について、そして3点目に、県道美江寺西結線JR高架下の拡幅についての大きく3点の質問をさせていただきます。

以下につきましては、質問席において行わせていただきますので、よろしく願いいたします。

少子高齢化が進む中、本市の人口は既に昨年11月に5万5,000人を超え、2030年まで増加し続け、約5万7,500人になると予測されております。さらに、2025年には団塊の世代が後期高齢者となり、超高齢社会が一気に加速する状況にあります。既に独り暮らしや高齢者夫婦だけの世帯の割合が増加し、認知症をはじめ、病気をもちながらも地域で生活していかなければならない、そんな時代が来ております。

さらに家族形態や雇用の形態、地域コミュニティの弱体化、希薄化など、社会が大きく変容し、つながりのない社会、すなわち無縁社会になろうとしております。今や一刻も早く一般高齢者、要支援者を含む虚弱高齢者や要介護者など、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていける社会の仕組みが必要であり、地域住民や地域の多様な主体が、世代や分野を超えてつながりを持つことで地域共生社会をつくっていかねばならないと考えます。

本市におきましては、瑞穂市第2次総合計画基本目標の中で、心が通う助け合いのまちづくり計画において、地域コミュニティ、高齢者福祉、地域福祉、障がい者福祉、児童福祉、社会保障、医療・健康の7項目が掲げられております。これらの重点項目の取組に対しては、地

域の包括的な支援、サービス提供体制、すなわち地域包括ケアシステムの構築が重要な課題であります。

この地域包括ケアシステムの構築には、医療、介護、住民主体による包括的な生活支援等の日常生活を支える基盤を確保するとともに、多様な主体による地域の支え合いの取組が求められます。そのためには、まず地域住民の多くの方に地域支え合いの取組について理解をしていただき、参加していただかなければ構築はできません。また、地域の実情に応じて、その進め方も様々であると考えます。

そこで、校区の地域支え合い活動について、その進捗状況についてお尋ねします。また、地域包括ケアの構築には地域づくりが重要であります。地域に住まう高齢者の社会参加が介護予防につながると言われています。そのためには、高齢者が自分たちの思いを実現できる憩いの場や居場所が必要です。既に単位自治会等においては、公民館などを拠点としてサロンや体操クラブ等、支え合いの地域づくりが進められておりますが、校区単位での拠点については、まだまだ地域に格差があるように思われます。校区活動の拠点になり得る施設の現状と、今後の拠点づくりに対するお考えを併せてお尋ねいたします。

○議長（庄田昭人君） 平塚健康福祉部長。

○健康福祉部長（平塚直樹君） おはようございます。

ただいまの森議員の御質問にお答えをいたします。

議員御指摘のとおり、地域包括ケアシステムの構築に係る各校区の地域支え合い推進活動の進捗状況についてでございますが、現在、組織としての協議体であります地域支え合い推進会議が立ち上がっておりますのが、生津、本田、穂積、牛牧の4校区であり、いずれも市社会福祉協議会の職員が生活支援コーディネーターとなりまして、地域の様々な方々とともに活動しております。基礎的な研修、あるいは課題を模索する活動が行われております。

中でも組織化の早かった牛牧校区、牛牧友愛会の福祉部会におかれましては、議員もよく御存じのとおり、地域資源や人材を発掘する、いわゆるお宝探しの段階が終わりまして、今後、どんな活動をしていったらよいか、またどんな活動ができるか、具体的な活動内容を探っておられる段階に来ているものと考えております。

また、このほかの西、中、南校区におかれましても説明会を開催いたしまして、まずは地域の理解を得ることから進めております。中でも西校区におかれましては、協議体の発足に向けまして、鋭意話し合いが地元でも行われていると聞いております。

続きまして、2つ目の御質問でございます。

地域包括ケアシステムの構築における校区活動の拠点というのは、すなわち御指摘のとおり、集いの場や居場所の拠点ということになるかと存じます。そこで、拠点となり得る施設の現状と今後の拠点づくりということでございますが、校区単位としては、現在は、例えば会議など

については、生津校区が旧郷土資料館、本田が本田コミュニティセンター、穂積が総合センター、牛牧でいきますと、牛牧北部防災コミュニティセンターなどを使用されておられますが、実際の活動については、各地区の公民館、集会所などが主になっております。これも議員の御指摘のとおりでございます。

また、他市町の先進事例におきましては、空き家を活用した通いの場の運営も紹介されておりまして、幾つかの校区では、既に視察にも出向かれておられます。

そこで、市といたしましては、その地域の実情に即した拠点の整備に力を入れていきたいと考えておりますが、現在ある公共施設の使用も含めまして、やはり地域の公民館や集会所が中心になるかと考えております。また、そのほかに空き家などの活用も視野に入れて進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

〔7番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 森清一君。

○7番（森 清一君） ありがとうございます。

地域の拠点につきましては、公共の施設、牛牧に2か所、本田に1か所、主にコミュニティセンターがございます。ただ、まだ偏った状況でございますし、今後の居場所というか、常設した居場所という面で考えますと、まだまだ今後、いろいろと検討していかなければいけないのかなと思っております。先ほど言われました空き家対策についても、活用を考えていく必要もあるかなと思います。

では、次に、第2次瑞穂市地域福祉活動計画におきましては、重点施策の1つに、地区社協は福祉コミュニティーづくりに欠かせない組織であることから、おおむね小学校区単位で地域の福祉課題を認識し、設置に向けて検討及び実施する体制を整えるということがうたってございます。瑞穂市におきましては、この地区社協について、おおむね小学校区ごとの自治会連合会の福祉部会の活動と捉えて、各地域に合った地域課題を地域で解決できるように福祉活動を行っていくという、そんなことがうたってございます。この地区社協設置に向けての現状と今後の取組及び課題についてのお考えをお尋ねいたします。

○議長（庄田昭人君） 平塚健康福祉部長。

○健康福祉部長（平塚直樹君） 続いてお答えをさせていただきます。

地区社協についてでございますが、市の社協の下部組織である任意団体であるとともに、地域の福祉課題をまずは地域で検討、解決する体制の核となるのがこの地区社協と考えております。

そこで、まず現状でございますが、議員御指摘のありました市社会福祉協議会が策定をいたしました第2次瑞穂市地域福祉活動計画においては、地区社協を平成30年度から1か所ずつ設置し、今年度には3か所目となる設置数が目標として示されております。

しかしながら、残念でございますが、いまだにいずれの地域でも設置がされておられません。もちろん地区社協につきましては、社会福祉協議会が主導となり進めていかななくてはなりません。既に各校区の生活支援体制整備事業、地域支え合い推進会議の中でも、地区社協の設立が話題に上がっておりまして、市といたしましても、設立は急務であり、まさに待ったなしの問題であると捉えております。

したがって、こうした状況を鑑みまして、早急に目標の3校区を選定し、立ち上げることが必要と考えております。具体的なスケジュールといたしましては、今年度中に1校区、年度内に設立し、令和3年度から実際に動き出せるように社協への働きかけを行ってまいりたいと考えております。以上でございます。

[7番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 森清一君。

○7番（森 清一君） ありがとうございます。

地区社協の設置には、拠点、そして活動資金が必要であり、また多様な活動を担う地域団体やボランティア、NPOなど、担い手確保が重要な課題であると考えます。

昨今、自治会や老人クラブをはじめ、多くの団体では社会事情もあり、人材不足が大きな課題となっております。その状況を鑑みて、行政では既に多くの人材育成の講習会などを開催されておりますが、市民協働安全課において、昨年、一昨年に人材育成研修を実施されました。その結果、すなわち人数や年齢層、あるいは研修後の活動状況等、分かる範囲でお答えいただきたい。及び今後の人材の発掘育成に向けた取組についての考えをお尋ねいたします。

○議長（庄田昭人君） 平塚健康福祉部長。

○健康福祉部長（平塚直樹君） 今御質問のございました人材育成研修についてでございますが、この研修はお見込みのとおり、地域の絆やつながりの重要性の理解を広げ、同時に地域間及び地域内のネットワークを構築することを目的に実施したものでございます。

そこで、まずは結果でございますが、平成30年度は全4回開催し、延べ66人、平成31年度は全4回開催し、延べ61人が参加されました。参加者のほとんどは60代以上の男性でございます。現役の自治会長さんをはじめ、地域づくりに関心のある方ばかりでございました。参加者の中には、この研修後に新しくボランティア団体の立ち上げに関わった方や、自治会長等の任期が切れても引き続き地域の組織にとどまられた方など、地域づくりの新しい動きが芽吹き始めていると実感しております。

こうしたことを踏まえまして、今後の取組についてでございますが、議員がおっしゃいますとおり、地域の支え合いを進めるには、地域の多くの方に支え合いの取組への理解を頂きまして、少しでも多くの方に参加していただくことが必要であり、そのために地域のネットワークを少しずつでも広げていくことが大切だと考えております。

そして、地域づくりについての様々な事案や課題解決法を学び合うことで、ヒントが見つかり刺激を受けられ、結果的にネットワークとして広がっていくと考えますし、先ほど申し上げました地区社協の設立、運営にもつながっていくと考えております。加えて、地域の中で地域を引っ張っていけるリーダーシップある方が出てきていただけるのが理想的ではないかと考えております。

こうした観点から今後の取組について、この人材育成研修を端緒といたしまして、今年度に改定を予定しております地域福祉計画等においても、地域の支え合いや絆づくり、ネットワークの拡大など、切り口を変えながらもしっかりと登載をしていきまして、地域の人材育成を一層進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

〔7番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 森清一君。

○7番（森 清一君） ありがとうございます。

私も昨年、一昨年、人材育成研修に参加させていただきましたが、昨年、コーディネーターの方から、本市にはまちづくり基本条例はあるものの、例えば関市のように地域自治組織を支える仕組みがないと指摘されております。また、行政内部組織には地域側の発展段階と、その組織体制に対応できる横断的な体制が絶対に必要であるとの指摘も受けております。地域包括ケアシステム、地域共生社会の構築には、市民主体の取組が必要ではありますが、行政の積極的なバックアップをお願いし、次の質問に移ります。

それでは、2点目のコロナ禍における福祉課題への対応について質問をさせていただきます。

市長は介護予防、健康寿命の延伸のために各自治会での健康体操教室や認知症予防教室の増設を施策として掲げられておられますが、2月以降、コロナウイルス感染症拡大防止のために、今まで実施されてきた介護予防活動のほとんどが中止を余儀なくされております。3密の回避や不要不急の外出の自粛など、この3か月間は高齢者にとっては体力や認知機能の低下、人間関係の疎遠化を招くという健康寿命の延伸とは真逆の状況になっております。

6月に入り、ようやく活動再開の機運は出てきましたものの、開催に当たっての規制事項も多く、また精神的な状況から従前のような規模、あるいは進め方では実施できないのが現状と思われれます。昨今のコロナ社会における新しい生活様式の中、既に瑞穂市民の歌である「宇宙へ」、この体操をユーチューブでアップされるなど取組も見られておりますが、これから介護予防、健康寿命の延伸対策を具体的にどのように進められるのか、そのお考えをお尋ねいたします。

○議長（庄田昭人君） 平塚健康福祉部長。

○健康福祉部長（平塚直樹君） 続きまして、御質問にお答えをいたします。

議員の御指摘のとおり、この3月から5月にかけての期間は、私どもといたしましても、ま

さに手探りの状況でございました。このような中でこの期間に行いましたことは、1つ目は、在宅介護支援センターによる訪問でございます。この事業は社会福祉協議会などに委託をしておりますが、訪問員が感染防止を徹底させた上で、見守りのために各対象者宅を訪問し、現状把握に努めました。訪問はおよそ月に130件ほどでありまして、その際に、外出自粛の中で自宅でできる軽い運動のチラシを持参し紹介をしております。

2つ目は、一般介護予防事業や認知症総合事業の委託業務について、可能な事業につきまして、参集型から訪問型へと仕様を変更いたしまして訪問型で事業を実施したところでございます。これは参加者宅を訪問いたしまして、自宅でできる運動啓発を行ったもので、方法としては、感染予防対策を徹底させた上で御自宅を訪問し、その際に、軽い運動に使用するゴムバンドのようなものもお渡しをして自宅での積極的な運動を促し、介護予防に努めていただいております。

こうした現状を踏まえまして、今後の各介護事業や教室の方向性でございますが、介護保険の保険者であるもとす広域連合からは、去る6月11日付で対象事業ごとに十分な対策、対応が施されるかどうか判断をいたしまして、再開に向けての取組を適切に進めてほしいとの通知があったところでございます。

また、国や県からも介護予防事業における感染予防のガイドラインが示されておりますので、こうした内容を遵守しつつ、7月1日より各事業、教室を再開する予定でございます。具体的には、開始前の健康確認や消毒等の衛生対策から始まりまして、密集・密接・密閉の3密を避けるために人数制限等を行ったり、時間の短縮、頻繁な換気など、規模を縮小しての再開を行いましてコロナの影響を取り戻すという意味で行っていきたいと考えております。以上でございます。

[7番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 森清一君。

○7番（森 清一君） ありがとうございます。

私もボランティア活動でくつろぎカフェの開催に関わっておるわけですが、先般、打合せがありまして、非常に厳しい開催規定というか、再開に向けて苦慮しているそのうちの一人でございます。とにかく一日も早くコロナ禍が終息することを願いつつ、次の質問に移らせていただきます。

平成31年3月、誰もが自殺に追い込まれることのない瑞穂市の実現を目指すため、瑞穂市自殺総合対策指針が策定されております。資料によりますと、本市の自殺の特徴として、平成29年の自殺死亡率は18.5で全国の16.8より非常に高く、平成25年から微増傾向にあります。平成25年から29年までの5年間の自殺者数は合計34名です。その傾向は60歳以上が4割強、高校生・大学生が3割を占めております。自殺原因は、その多くが追い込まれた末の死であり、全



国的に自殺者数が減少傾向の中、本市は増加傾向で非常事態はいまだに続いているのが現状と  
のことです。

ちなみに全国の2019年の自殺者数は1万9,959人、交通事故の6倍強あるという、それだけ  
自殺者が多いという状況でございます。厚労省によれば具体的な自殺の原因の動機としては、  
やはり健康問題が最も多い、経済・生活問題は減少傾向になっております。若年層では、比較  
的多いのは学校問題、あるいは勤務問題でございます。また、最近の話題から女子プロレスラ  
ーの木村花さんが、SNSにより誹謗・中傷によって自殺に追い込まれたというSNSによる  
誹謗・中傷問題、そして岐阜市立中学校3年生の男の子がいじめを苦にして自殺するという、  
そんないじめ問題、これらの問題も今後増加するものと考えられます。

さらにこのたびのコロナ禍において、健康問題はもちろん、経済の落ち込みで経済、生活問  
題等により先行きに不安を抱き、精神面で追い込まれている方が増加しているものと思われま  
す。この自殺死亡率は、市長の掲げられている「健幸都市みずほ」の指標にもなり、自殺死亡  
率の低減が急務であると考えます。

そこで、本市の自殺の現状とコロナ禍も勘案した今後の自殺対策についてお考えをお尋ねし  
ます。併せて関連がございますので、続いて質問させていただきます。

自殺対策関連事業実施に当たっては、行政担当各課では、関係機関等との連携により情報の  
共有化を図り、全庁的な取組として推進していただけるものと確信しております。しかしなが  
ら、先ほどの岐阜市の中学生がいじめを苦にして自殺した事例では、学校での情報共有不足、  
連携不足、すなわち組織的な対応が不十分であったと、そのように結論づけております。この  
件は、岐阜市議会でもいじめ自殺報告書が課題になっておりました。

当市の関係機関及び行政担当各課における情報共有については、まだまだ縦割り行政がゆえ  
の連携不足等が足かせになり、その対応に遅れを来すことも考え得ることでもあります。

そこで、当市の行政内部組織の横断的な体制についての現状と今後の進め方について、併せ  
てお考えをお尋ねいたします。

○議長（庄田昭人君） 平塚健康福祉部長。

○健康福祉部長（平塚直樹君） ただいま御質問のございました自殺・自死の問題につきまして  
は、議員御指摘のとおり、私どもも命の問題として真摯に受け止めなければならないと考えて  
おります。

そこで、まず当市の現状といたしまして、最新の数値によりますと、平成26年から平成30年  
の5年間の自殺者数は合計35人、男性23人、女性12人でございます。その死亡率は平成29年  
が18.5%、平成30年は16.6%となっております。また、26年から30年の平均の自殺死亡率は  
13.1%となっております。

国は令和8年までに自殺死亡率为13.0%以下にすることを目標としております。本市として

も、今後対策を推進していくことが必要となってきました。なお、令和元年の県の資料においては、当市の自殺の特徴といたしまして、やはり高齢者や生活困窮者、無職・失業者が多いということを指摘されております。

また、昨年度に行いました地域福祉計画策定のためのアンケート調査の中で、自殺に関する設問も設けまして、その結果の概要として、まだまだ自殺予防の啓発が足りていないことが表れてきているとともに、様々な悩みに対応できる相談体制の整備が重要と思われる回答が60%にも上っていることが明らかとなりました。

こうしたことを踏まえまして、今後の対策ということでございますが、まずは現在の指針をさきのアンケート結果等もしっかりと分析いたしまして、自殺総合対策行動計画としてしっかり策定をいたします。もちろん引き続き現在公表している多くのチャンネル、相談の窓口等々でございますが、そうしたところの紹介や啓発も強化をしてみたいと考えております。

続いて、御質問のございました横断的な体制につきましてでございますが、御心配を頂きましたとおり、さきの計画策定のプロセスの1つに、庁内関係課が集まる検討委員会の開催を予定しております。この機会を捉えまして、庁内の体制整備を改めて行っていきたいと考えております。

なお、児童の関係におきましては、教育委員会等と福祉部局、あるいは県の子ども相談センター等々の月1回の定例会議を設けておりますので、こうした経験も生かしまして、横断的な体制の整備をしていきたいというふうに考えます。以上でございます。

〔7番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 森清一君。

○7番（森 清一君） ありがとうございます。

この自殺の問題につきましては、先ほどのアンケートの調査、先般の委員会の中で報告がありまして見させていただきました。様々な悩みに対応できる相談体制の整備というお答えにありましたように、この回答が一番多い60.2%ということで、今後相談窓口を多くする。それと、昨日も質問がありましたように、1か所へ行けばいろんな問題を解決できる、いわゆるワンストップ対応ですね。こういうこともきちっとやっていただきたいと思いますし、また児童・生徒に対する命の教育やSOSの出し方教育、これも非常にアンケートで回答が多かった、48.2%というようなことでもございました。また、学校関係の教育委員会のほうでも十分対応をお願いいたします。

それでは続きまして、瑞穂市の人口は5万5,000人を超えて増えております。瑞穂市の人口が増えたとしても、今の問題に関連するんですけれども、孤立した住民、要はサイレントプアという声を出せない人が、この瑞穂市にもいっぱいいると思われております。そういう人が増加するのであれば、やはり行政コストの増大にもつながる可能性もあるということで、先ほど

もお答えにありましたように相談窓口をしっかりといただき、また地域の方からの情報等に耳を向けて、そういうささいな問題を十分につかんで対応をしていただきたいと思います。

「健幸都市みずほ」をつくるには、様々な悩みに対応できる相談体制の整備や見守り、支え合いができる地域づくりが必要であります。しっかりと今後取り組んでいただきますようお願いいたします。3点目の県道美江寺西結線 J R 高架下の拡幅について質問させていただきます。

県道美江寺西結線は、曾井中島美江寺大垣線を介し、本巢市を南北に走る西部連絡道路とつながっており、本巢方面、瑞穂市中央部から国道21号線と連絡して大垣、岐阜へと、また南進して安八、羽島方面への瑞穂市内を南北に縦断する主要なアクセス道路であります。

本道は他市町や沿道地域住民にとっては、安全で安心して使用されるべく重要な生活道路であり、さらには十九条、上牛牧地内に多くの企業、特に運送会社が多くあります。毎日大型トラックがこの J R 高架下を行き来するなど、非常に交通量の多い道路となっております。

しかし、J R 高架下は道路幅が狭いため、車のぎりぎりの擦れ違いや突っ込み合いでトラブルが散見されるなど、自然発生的な交互通行の区間となり非常に危険な箇所であります。

また、本格的な車社会に至る以前の十九条、上牛牧地区の小学生は、J R 高架下を抜けて南進し、牛牧小学校へ至る通学ルートでした。しかし、交通量の増大により、車と自転車、歩行者等との接触事故が懸念されることから、橋梁より100メートルほど北の国枝医院前の道路を東進し、牛牧団地北西にある交差点を通して牛牧団地内を通り抜ける通学路と変更されました。その結果として通学距離が1キロほど増えたことから、特に十九条地域における校区外通学児童・生徒が多くなった一因であるとも考えられます。

情報によりますと、本巢市では用途地域、特定用途制限地域が変更され、西部連絡道路沿線では、誰でも簡単に農地が宅地にできる、誰でも買うことができるというようなことになり、今後発展するものと考えられます。

県道美江寺西結線は本巢市の西部連絡道路とつながる県道であり、J R 高架下の早期拡幅が広域地域経済発展のためには大きな影響を与えることとなります。また、子供たちの通学路の短縮による安全確保や校区通学の推進にも寄与できるものと考えております。

本道 J R 高架下拡幅については、長年要望をしているところではありますが、瑞穂市都市計画マスタープラン、森市長のマニフェストにも重点施策として盛り込まれていることでもあります。

そこで、県道美江寺西結線 J R 高架下の拡幅については、県及び J R への働きかけも必要ではございますが、本件についてのお考えをお伺いいたします。

○議長（庄田昭人君） 宇野調整監。

○調整監（宇野真也君） おはようございます。

森議員からの御質問にお答えさせていただきます。

県道美江寺西結線は、近接する本巢市と安八町をつなぐ重要な地域の生活道路であるとともに、産業道路であることは議員御指摘のとおりでございます。瑞穂市の発展には不可欠な道路であると認識しております。

これまでも岐阜県において、牛牧地内のＪＲ東海道本線の高架下について、緊急かつ暫定的な措置としてＪＲ橋梁の橋台前面にあります石積みを撤去し、道路拡幅ができるかを検討するため、既存資料や現地の測量から概略の検討が行われた結果、橋台前面の石積みを撤去し、道路を拡幅することは困難であるとお聞きしております。

そこで、本格的な拡幅工事に当たり、ＪＲ橋台を補強し現道を拡幅する案や２車線の道路をバイパスする案、１車線の県道を上り下り線をセパレートしたような形で整備する案など、構造物を新たに構築する工法を考えたところでございます。これには大変な事業費がかかりまして、財政的な面からもなかなか事業着手には至っていないというのが現状でございます。

市といたしましては、引き続き着手に向け、県へ要望を行っていく所存でございます。

〔７番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 森清一君。

○７番（森 清一君） お答えありがとうございました。

いろいろと御検討されて困難だと。ほかの代替案等を検討されてやられるわけですがけれども、いずれにしても瑞穂市の発展、また広域での発展には欠かせない県道美江寺西結線でございます。ぜひ、危険箇所のない道路にさせていただきたいなと思っております。

この高架下につきましては、私も60年前、まだ川が伏せ越しになる前、小学校に通いました。そして私の子供たちが30年ほど前には、今度伏せ越しになった高架下を小学校に通いました。今は今度は孫の時代になりまして、遠回りの国枝医院の前を通過して東へ行く、そのルートで遠い道を毎日通っております。今、コロナの中、また暑い日が続く中、遠い道を真っ赤な顔をしてお昼下がり3時頃帰ってまいります。やっぱりその子供たちのことを考えると、通学路というのはなるべく短くあってほしい。牛牧地内においては、穂南の地区が非常に大回りで小学校に通っておられる。これについても、また後ほど質問があるかと思っておりますけれども、やはりいろいろと考えていただきたいなと思っております。

今、コロナ禍という中、またこれから暑い夏を迎える中、コロナに対する対策、あるいは熱中症に対する対策、やはりこれは行政としても一生懸命取り組んでいただいて、要は将来を担う子供たちが、安全で安心に通学できるような対策を取っていただくことをお願いいたします。さらにはこのＪＲ高架下、本当に歩道だけでも拡幅できるとありがたいなと思っております。子供たちのためにもなるのではないかなと思っております。ぜひ検討をお願いいたしまして質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（庄田昭人君） 7番 森清一君の質問を終わります。

携帯の電源については、御確認をよろしくお願ひします。

6番 森健治君の発言を許します。

○6番（森 健治君） 皆さん、おはようございます。

傍聴に御参加いただきました皆様、早朝より大変ありがたく思っております。

議席番号6番、無所属の会、森健治です。

議長のお許しを頂きましたので、瑞穂市議会議員として初めてとなります一般質問を、これより以下2点について質問をさせていただきます。

1点目は、（仮称）犀川ふれあい橋の設置について、2点目は、通学路の安全確保についてです。これよりは質問席において行わせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、まず1点目の犀川ふれあい橋の新設についての考えを質問させていただきます。

「避難施設の増強支援」「国交省最大級の被害想定」「自治体に交付金検討」、これは去る6月8日の岐阜新聞朝刊の一面記事の見出しです。少し冒頭の記事を読ませていただきます。

国土交通省は7日、最大クラスの災害に備え、避難施設を増強する方針を固めた。2018年の西日本豪雨、昨年の台風19号など、地球温暖化で従来の規模を超える被害が多発しており、最新の想定に基づいて建物を改修する自治体に財政支援をする。新型コロナウイルス感染症の予防としてスペース拡大といった密集対策も後押しする。21年度予算概算要求に経費を盛り込むといった内容であります。財政支援が想定される事業として、避難所においては公共施設の改修、指定避難所の増床、民間ビルの活用、また避難場所においては、津波、避難タワーの高さを引上げ、高台への避難ルート整備などと記されておりました。

そこで、まず1点、お尋ねいたします。

河川の氾濫による浸水被害想定は、15年の水防法改正により設定条件が1,000年に1回級の降雨に厳しくなり、全国各市町村では、この想定結果を基に住民向けのハザードマップ更新を進めており、マップに記載する避難ルート、避難所の再検討が求められておりますが、瑞穂市において、水防法改正後の設定条件を満たす避難ルート、避難状況はございますか、お聞かせください。

○議長（庄田昭人君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） おはようございます。

それでは、森議員の御質問にお答えしたいと思います。

まず冒頭、お話がありました犀川ふれあい橋、仮称ではございますが、おっしゃられましたのは、ちょうど犀川地区から牛牧小学校へ、PLANTから北へ、距離にして300メートルほどあると思いますが、そこに歩道橋を架けるといふようなお話で御質問をされたことと思ひます。

少しハザードマップのお話も議員から御紹介がありましたので、私、今、防災読本、これ、昨年、全世帯に1冊お配りしております。この中で少し御紹介させていただきますと、従来はこの中に10ページに実は少し御紹介しております。少し御案内させていただきます。

これまで数十年から100年に1度の雨を想定した洪水浸水想定区域を想定しておりましたが、先ほど議員紹介のように水防法の改正よりまして、想定される最大規模の降雨により、河川が氾濫した場合の洪水想定区域を指定することとなっております。瑞穂市でございましたら、国土交通省が管理いたします長良川、揖斐川、伊自良川、根尾川ですね。それから、県が管理いたします糸貫川、犀川、五六川、中川、天王川ですね。こういった河川の計画規模に応じて、それぞれの川が氾濫した場合にどれだけ瑞穂市が浸水するかというようなハザードマップをつくっております。大変恐縮ですが、小さくて申し訳ありません。犀川地区は今これ真っ白で、要は水がつかませんよというような位置づけになっております。さらに水防法の改正で1,000年に1度程度の最大規模の降雨による各河川が氾濫した場合ということで、これもその次のページに載っておりますが、これも小さくて大変恐縮ですが、犀川地区はおおむね50センチ未満というのが南半分、それから北半分は50センチから3メートル未満と。言うまでもなく、浸水に関しては非常に安全な場所だということは間違いのないと思っております。

さて、議員の御案内のとおり、穂南地区には株式会社P L A N Tさんが立地しておりますが、こちらは平成20年12月に災害時における施設の一時使用及び生活必需物資の供給の協力に関する協定を結んでおります。災害時には避難所として施設の使用が可能になっておりまして、店舗内への一時避難といった点でも大変有効な場所になっておるところでございます。

そういった意味で、この御質問にありますような仮称ではございますが、犀川ふれあい橋の設置については、避難所への速やかな避難ということであれば、大変有効な事業になるというふうに思っております。

[6番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 森健治君。

○6番（森 健治君） ありがとうございます。

1,000年に1回の降雨災害に対する対応というのを常に念頭に置きながら、橋の設置のほうも要望をしたいというふうに考えております。先ほど部長から御紹介いただきましたけれども、P L A N Tと平成20年12月に災害時における施設の一時使用及び生活必需物資の供給の協力に関する協定ということで、瑞穂市とP L A N Tが協定を結んでいる状況下でございます。

こういう状況でございますけれども、今現在、P L A N T-6がある地域ですが、ここにつながる道路というのは、東は県道北方多度線、西は県道美江寺西結線の2路線しかありません。ちなみに防災協定の内容は、災害時の避難所としての施設の使用、物資の調達及び運搬です。

先ほども御説明いただきましたように、瑞穂市の中で、犀川のP L A N Tのある地域は安全

が確保されている場所というふうに私も認識しております。先ほど申し上げましたように、東西の道路、2つしかございません。できればこの橋の設置により、犀川地区の多くの1つは児童の皆さんが、要するに目と鼻の先にある牛牧小学校へ通学するのに、宝江を經由して大きく迂回して長時間かけて、大変危険な通学を現在余儀なくされているという状況でございます。

それを解決するためにも、犀川地区と下水道終末処理場建設予定地の下畑地区をつなぐ歩道橋、森市長の「健幸都市みずほ」のマニフェストにも掲げられている犀川ふれあい橋の新設が必要かつ重要と考えますが、御意見をお尋ねいたします。

○議長（庄田昭人君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 災害時に避難経路として重要であるということは、先ほど申し述べたとおりでございます。

ただいま御質問の中にあります通学路といった点で御答弁させていただきますと、穂南地区から牛牧小学校に通学する児童は、平成30年度に実態調査で93名ございました。犀川遊水地に穂南地区と牛牧地区とを結ぶ歩道橋を設置するといたしましたら、通学距離にいたしまして1.7キロメートルが1.1キロメートルに、距離にしまして600メートル短縮され、児童の歩行速度を時速1キロとした場合に約36分の時間短縮が見込まれます。現在、議員御案内のとおり、車の交通量が大変多い一般県道美江寺西結線の歩道の通行だとか横断、それから国道21号の下牛牧交差点の横断を考えますと、通学時間の大幅な短縮と同時に、穂南地区から牛牧小学校へのより安全な通学路の確保が期待できるものと考えております。

〔6番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 森健治君。

○6番（森 健治君） ありがとうございます。一刻も早い設置に向けて努力していただきたいというふうにお願いしてこの質問を終わります。ありがとうございました。

特に橋の設置について、私も近くに住まいをしているわけですがけれども、瑞穂市南部は水との戦いの地域でございました。災害時のこと、それから児童の通学の件等を考えても、非常に重要な歩道橋の設置というふうに思いますので、どうぞよろしく対応していただきたいというふうに思います。

同じようなことの繰り返しになりますけれども、ぜひ国が設定する1,000年に1回の降雨にも対応できるPLANT-6の避難所は、万が一の災害時に有効に活用できる避難ルートとなるというふうに思います。犀川で分断される犀川地区と牛牧地区の絆を深め、子供たちの通学や高齢者の皆さんの買物等の日常生活の利便性を大きく高めることができるふれあい橋の設置を強く要望してこの質問を終わらせていただきます。

次に、2点目の通学路の安全確保についての質問をさせていただきます。

令和元年5月8日に大津市で発生した園児の死亡事故を受けて、直後から多くの地方公共団

体等において安全点検等を独自に実施されました。また、昨年度の6月18日、昨今の事故情勢を踏まえた交通安全対策に関する関係閣僚会議で決定された未就学児童と高齢運転者の交通安全緊急対策に基づいて、同年秋までに保育所・幼稚園等の対象施設と教育委員会等の所管、または担当する機関が実施する点検や、点検結果を踏まえた対策について積極的に支援していくとされ、現在に至っております。

対策としては、局所的な対策が必要な箇所として防護柵の設置、路肩のカラー舗装化、標識、路面表示の設置等です。また、面的な対策が好ましい箇所として、一定の区域について通過交通の進入や速度の抑制を図る対策、具体的にはエリアの指定、ハンプ、狭窄、ライジングボラード等の設置、そして幹線道路への交通転換として交差点改良や道路標識など、改築を伴う対策などです。

そこで、まず1点、お尋ねします。

瑞穂市においても未就学児童、高齢運転者の交通安全緊急対策を受けて、未就学児を中心に子供が日常的に集団で移動する経路の安全確保として緊急安全点検を実施されたと思いますが、点検結果とそれによって対策、着手された整備等についてお聞かせください。

○議長（庄田昭人君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 議員御紹介のとおり、昨年5月、滋賀県大津市の信号交差点に防護柵がない交差点待ち場に車が突っ込んで、保育園児16名の方が死傷事故を起こしたというようなことを踏まえまして、その安全対策として、瑞穂市でも同様の事例がないかというところで防護柵が未設置の箇所の整備、点検について、昨年8月でございますが、緊急に点検を行ったところでございます。これは私ども都市整備部と教育委員会が行ったところでございます。市内で設置必要な57か所を選定いたしました。

昨年は早期に整備が必要な24か所について実施し、今年度は残りの33か所について防護柵の設置を行い、今年度で完了する予定でおります。

〔6番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 森健治君。

○6番（森 健治君） ありがとうございます。今年度中に全て完成するとお聞きして安堵しております。ありがとうございます。

それでは、次に、市内の転落防止柵未設置箇所についての今後の整備計画をお尋ねいたします。

これからの出水期、市内の水路は用水を引くため満水に近い状況であり、子供から高齢者の全ての皆さんが転落すれば大切な命を落とすことにもつながりかねません。瑞穂市においては転落防止策の設置基準が設けられ、優先順位をつけて順次設置計画を立てられているとお伺いしましたが、具体的な設置基準と優先順位をどのように決められているのかをお聞かせください。



い。

○議長（庄田昭人君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 私ども水路転落防止柵の設置の基準でございますが、路面から水路の底まで1.2メートルの高低差があり、また通学路沿いであるというところを、まず優先順位が一番高いものとして水路転落防止柵を設置しておるところでございます。

〔6番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 森健治君。

○6番（森 健治君） ありがとうございます。

それでは、次に、いまだに転落防止柵の未設置の箇所が多い1級河川新堀川の今後の転落防止柵設置計画についてお尋ねいたします。

新堀川は、現在県の事業として、昨年度より国道21号線北上流部において掘削護岸工事に着手され、今年度も引き続き整備が進められ、側道、市道の道路管理者である瑞穂市が転落防止柵の整備費を負担し、転落防止柵が設置されるとお聞きし安心させていただきましたが、下流部の掘削護岸工事が完了済みの箇所については未設置であります。新堀川は当然のごとく、先ほど御答弁いただいた設置基準断面の数倍の断面があり、転落することがあれば重大な事故につながります。命に関わることとなります。未設置箇所の側道、市道は北から南へ一連でつながる道路であり、転落防止柵が名称のごとく道路から川への転落を防止するための柵であれば、同一路線の直線道路上に設置箇所と未設置箇所があることが不思議ではないでしょうか。市街化調整区域だから必要ないという考えは、山間部だから、人も少ないから歩道は要らないと言っていることと同じではないでしょうか。

私は地域住民はもとより、通行される皆さんの安全・安心のためにも、転落すれば大事故につながる新堀川の側道、市道の全線に転落防止柵の設置が必要と考えますが、お考えをお尋ねいたします。

○議長（庄田昭人君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 議員御指摘のとおり、新堀川は路面から約3メートルほどの深さがある護岸工事がされているところで、特に南、下流部ですね。防護柵、いわゆるフェンスだとかガードレールがしていないところは御指摘のとおりでございます。

昨年度でしたでしょうか。新堀川の西側で市道から転落した事故を私どもは把握しております。幸い大きな命に関わるような事故ではなかったということで安心しているところでございます。この道路につきましては、市が管理いたします道路ですので、市の道路から新堀川へ転落するといったような事故は二度と起こさないように、今年度予算をつけて下流側の、全線ではございませんけど、予算の許す範囲内で防護柵を設置する予定でありますので、何とぞ御理解いただきたいと思います。

[ 6 番議員挙手 ]

○議長（庄田昭人君） 森健治君。

○6 番（森 健治君） ありがとうございます。順次整備していただけるということで少し安心をしました。

実は部長がおっしゃったように、昨年、命は取り留められましたが、非常に危険な状況の事故を私も承知しております。そういう形で一刻も早い対応をしていただければというふうに思います。ありがとうございました。

以上で、市会議員として初めての一般質問をさせていただきましたが、今回は私の地元住民の皆様の切なる願いのお声を代弁して、市民の皆様の安全・安心につながる質問と提案をさせていただいたつもりでございます。今後も市民の皆様の声の代弁者として努めてまいります。これで全ての一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（庄田昭人君） 6 番 森健治君の質問を終わります。

議事の都合によりしばらく休憩します。再開は10時30分からといたします。

休憩 午前10時13分

再開 午前10時30分

○議長（庄田昭人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

5 番 関谷守彦君の発言を許します。

関谷君。

○5 番（関谷守彦君） 議席番号5番、日本共産党の関谷守彦です。

議長の許可を得ましたので、ただいまより一般質問をさせていただきます。

今回の質問では、私は、1つとしてはピースメッセンジャー事業の復活・充実について、2つ目には給食費の減免制度導入について、3つ目には国民健康保険、内容的には国保税の問題と傷病手当金のことについて、そして4つ目にはコロナウイルス感染症対策について、この4点についてお尋ねをしたいと思います。

以下、個々の質問につきましては質問席より行わせていただきます。よろしく願いをいたします。

今年は戦後75年、そして瑞穂市が非核・平和都市宣言を議会で採択したときからちょうど10年という節目の年を迎えております。この宣言では、「日本国憲法の理念に基づきすべての核兵器の廃絶と軍備の縮小を全世界に訴えるとともに、「持たず、作らず、持ち込ませず」の非核三原則を遵守することを希求し、市民の平和と幸福を願い、ここに「非核・平和都市」を宣言します」とあります。つまりは核兵器廃絶を世界に大きく訴えていこう、そういった趣旨ではないかと思えます。

節目の年ですので、これまでの当市の平和推進事業を振り返りながら、今後の取組について

質問をさせていただきたいと思います。

まず、今年の平和推進事業についてはどのような予定になっておりますでしょうか、お尋ねをします。

○議長（庄田昭人君） 山本企画部長。

○企画部長（山本康義君） 関谷議員の御質問にお答えさせていただきます。

先ほど議員が言われましたように、今年は戦後75年、さらには瑞穂市が非核・平和都市宣言を宣言してから10年目の節目となります。

今年度の平和推進事業につきましては、穂積中学校での被爆アオギリ二世の植樹を計画しております。このアオギリ二世というものは、広島で平和を愛する心、命あるものを大切にする心を後世に継承するため、被爆アオギリの種を育てた苗木を「被爆アオギリ二世」と名づけているんですけれども、これを日本国内のみならず世界中に苗木が配布されております。それで植えられているというものです。この事業では、中学生にアオギリを平和の象徴として大切に育ててもらって、平和意識が芽生えて大きく育つことを願っているというものでございます。

さらには、「みずほ平和の祈り2020」と銘打ちまして、11月29日、11月30日が私どもの非核・平和都市宣言をした日でございますので、近い日を選ばせてもらっています。総合センターにて、「この世界の片隅に」というタイトルのアニメーション映画でございます、の上映を計画しているところです。お父さん、お母さん、おじいさん、おばあさん、家族3世代で見ただけのような物語となっています。家族で平和な毎日についてお話ができればいいかなあ、そういうきっかけになればいいかなあと思っている事業でございます。今、住んでもらっているのが当たり前の日常なんですけれども、これは当たり前の日常ではないということを感じてもらえる作品ではないかなというふうに思います。そういう形で今年は進めているという予定ですので、よろしく願いいたします。

〔5番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） それでは、これからの平和推進事業、どのような方向で考えておられるのかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（庄田昭人君） 山本企画部長。

○企画部長（山本康義君） 瑞穂市では、平成22年7月に実施されました「2020核廃絶広島会議」への出席をきっかけに、市民の安全・安心な暮らしを守り、非核・平和都市宣言を行いました。世界恒久平和に寄与することを22年11月30日に宣言しました。

そうした中、昨年度は劇団はぐるまの演劇の公演「夜空の下に降る花は」、被爆絵画展、また市民の方から戦争時の戦時中のヘルメットの展示もさせてもらったところです。こういうイベントを行わせていただきました。さらに遡りますと、瑞穂市非核・平和コンサートの開催や

「ヒロシマ・ナガサキ原爆と人間」の展示会などのイベントを開催してまいりました。

6月15日ですが、ちょっと前の日ですけれども、原水爆禁止国民平和大行進の皆さんが瑞穂市を訪れていただきました。市長の平和メッセージを広島市に渡していただくよう託させていただいた事業でございます。御一行様ですが、ゴールである広島市のほうに8月4日に到着する計画となっているということでございます。

これを紹介させていただいたことは、広島・長崎の原爆をテーマにした平和事業というのは世界的に当然有名なことでございます。一方、昨年度実施した劇団はぐるまの演劇の題材でありますような、岐阜空襲のような地元にあるもので平和推進事業を企画していけないものかというふうに考えています。10年たったところで、少し考え方を変えていったほうがいいのかというところもあるということです。節目になりました。

戦争を体験した方々が大変御高齢となっております。体験談を継承していくことも大切な一つの事業ではないかと考えております。身近であるがゆえに若い世代の心の中に強く残り、また平和の尊さへの理解を深め、よりよい学習となっただけなのではないかなというふうに思っております。

今後につきましても、次代を担う若い世代に核兵器の恐ろしさ、戦争の悲惨さ、そして平和の尊さについて学んでいただいて伝えていくような、そういう目的を持った様々な手法を展開させていただいて事業を考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

[5番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） この間の取組について、非常に積極的な取組だったと、私もそんなふう感じております。

この10年間で、先ほどありました集いとか、これは市民の方々がたくさん参加されたと思ひます。しかし、そんな中でピースメッセンジャー事業というものがかつてありました。これは平成24年から行われて、28年をもって5年間で打切りということになりました。

この事業につきましては、中学生の代表を広島、あるいは長崎の被爆地に派遣をし、子供たちに核兵器廃絶、平和の尊さを伝えていく、そういった事業であったと思ひます。生徒の方は事前の準備、事後にはみずほ平和の祈りなどの場で市民にも報告するなど、非常に大きな成果を生み出してきた、そんなふう感じております。

被爆者の方、先ほども話がありましたけれども、高齢化が当然進んでおります。被爆体験を直接お話しされる、そういった方が非常に少なくなっている現状であります。そんな中で被爆者の方の生の声を聞ける機会は、本当にあと僅かになってきているのではないかと、そんなことを思っております。

お隣の本巢市では、今年はコロナの関係で行けませんでしたが、中学2年生全員を対象に広島などへ派遣をする、あるいは代表を沖縄に派遣する、そんなこともしておられると聞いております。若い世代に核兵器廃絶、平和の尊さを伝えていくピースメッセンジャー事業をより充実させた形で復活させていただきたい、私はそんなふうを考えておりますけれども、市長のお考えはいかがでしょうか。

○議長（庄田昭人君） 山本企画部長。

○企画部長（山本康義君） 今、関谷議員のほうからピースメッセンジャーの詳細も語っていただきました、説明していただきました。ありがとうございます。

このピースメッセンジャーなんですけれども、平成24年から28年の間に市内の2年生、クラスの代表ということなので、その年によってクラス数が変わりますので、12人から15人ぐらいになると思います、3中学校ありますのでね。そちらの方々を送って、長崎・広島に、説明があったように交互に送っていただいて、自分が伝える伝道師のような形で帰っていただいて、学校や、またホールのほうに集まっていた方々、市民の方々に伝えていただく、自分の言葉で語っていただくという事業のものでした。ただ、これの振り返りのときに、全員が行けない、一部の方になっているんじゃないかという御意見がございました。ほかの自治体と比べまして、瑞穂市は物すごく多くの子供さんたちがいます。どういうことでやっていくのが一番いいかということもいろいろと考えているところでございます。

平和推進事業のほうですが、朗読劇とか、戦争体験講話とか、今紹介がありましたように平和推進コンサートだとかいうように趣向をいろいろ変えて実施してきたところでございます。今のところピースメッセンジャー事業のほうを復活ということは考えてはおりません。

先ほどの答弁にもございましたように、今後は地元にあるものを、また推進事業として企画していきたいと考えております。体験談を伝えていくことも大切な一つということに思っております。より、また身近なものを題材にさせていただいて、深く心に残るようなものをつくっていくということが大事なのかなと思います。

よく外の世界、ほかの県にあったことじゃなく、それから世界にあったことではなく、いつ何どき身近に起こるか分からないんですよというところを強く訴えていけるような事業に切り替えないのといけないのかなというふうに思っています。そんな思いで今のところ新しい事業ということで考えておりますので、何とか御理解願いたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（庄田昭人君） 森市長。

○市長（森 和之君） 関谷議員のピースメッセンジャー派遣事業についての御質問にお答えいたします。

今、企画部長 山本のほうから答えておる、そんな内容のとおりではございますが、振り返

りますと、平成22年に瑞穂市が非核・平和都市宣言をしてから平成24年、当時、私企画部長のときにこの事業を始めたというような、そんな思い出深い事業でもございます。派遣した生徒たちは、本当に熱心に平和の学習を広島そして長崎でしたという、そんな記憶がよみがえってまいります。

議員の御質問の中にごございます、一度廃止をした事業をそのまま再開するということは本当に難しいと考えております。先ほども御質問にありましたが、お隣の本巢市では市内の中学生、2年生全員が広島のように派遣をしている、そんな事例もございます。一部の生徒だけではなく、学校全体で平和を考えるのが大切であり必要でないかと考えています。

私が知っている方で市内にお住まいの九十二、三歳になる方だと思いますが、戦時中、大和の護衛船に乗っておられて、その護衛船自体も海の中に攻撃されて沈み、そして海の中からその大和が沈む姿を見られた方もおられます。この方をお願いして、何とか中学校のほうでそんな講話をお願いができないかということも進め、そういう生の体験、今の時点でそういう体験をされた方の講話を聞く機会が大切だと思っています。

そして、昨年、中学校でも修学旅行で広島のほうに行けないか、さらには被爆の体験なども学校のほうでできないか、全校がそんな活動ができるようなことを考えて、詳細についてはこの後教育長のほうから御報告があると思いますが、私のほうからは、このピースメッセンジャー事業はできませんが、それに代わる事業として中学生全体で学校全体で平和事業を考える、そんなことを考えておりますので、答弁とさせていただきます。

○議長（庄田昭人君） 加納教育長。

○教育長（加納博明君） 先ほどの市長の答弁について、少し詳しく教育委員会のほうでの様子をお話しさせていただきます。

今、教育委員会では、全体的な話になるんですが、今後大切にしていきたい教育として3つ分野を考えております。平和・環境・防災、これを重点として考えていくということは、以前の議会でも答弁させていただいたものでございます。

その中の平和について取り上げてお話をさせていただきますと、このことの方針であるとか、なぜ取り上げるかという理由については、また今後学校等へもきちっと示していくことを予定しております。しかしながら、方法については各学校の独自性を大事にしたいということも考えています。

そのような状況の中で、例えば昨年度でございますが、もう既にこのようなことをやっている学校がございます。被爆体験伝承者等派遣事業、これは国立広島平和祈念館が行っている事業で、そういった伝承者の方々を送っていただいて講演をお聞きすると。昨年度も中学校で1校、小学校で3校も実施しております。これについても、今後各学校のほうで判断してやっていただけるというふうになっております。つまり教育委員会としまして、瑞穂市が平和都市宣

言をしており、平和推進事業をどう教育委員会として受け止めて今後進めていくかというものをこういった形で具現化しているものでございます。

今後は、各学校において、通常の授業の中であります社会科の歴史の授業を一層重点を置いて時間数をかけ授業を行ったり、あるいは国語の教科書の中にございます原爆等のことを取り上げた教材も一層深く取り上げた授業を行っていきたいということを考えており、その中で、学校のほうで平和学習をより深めたいという考えを持って修学旅行をそちらへ変更していくということも考えております。実際に穂積中学校の現2年生は、昨年度の段階からそういったことを視野に入れて、来年度、中学3年生になったら平和学習の一環で広島へ修学旅行に向かうというところまで今計画を進めて実施しておるところでございます。

以上が教育委員会として市が行っておる平和都市宣言、平和推進事業をどう受けて進めていくかということをお答弁させていただきました。

[5番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） 答弁ありがとうございました。1つは、やっぱり非核の問題というのは、地元だけでは核兵器廃絶の問題については、地元の経験者だけではなかなか体験できていない、そういった部分ですので、やっぱりそれをいかに伝えていくか、これは非常に大事なことだと思います。そういった意味で、今教育長さんから、そして市長さんからそれぞれいろんな計画、それからこれまでの実践をお話しいただきました。そういったことも含めて、より一層、もう一つ大事なことは、そういった子供たちが学んだこと、それがまた市民の方々に伝わる、そういったことも一つ大事ではないかなというふうに思いますので、そういった点も含めていろいろ工夫をされて、ぜひ実践をお願いしたいと思います。

では、続きまして、次の課題のほうに行きたいと思います。

次は、給食費の減免の問題について質疑をしたいと思います。

近年におきましては、食育といった視点とともに子供の貧困といった課題からも、この学校給食費が見直されてきているというふうに私は思っております。また、高等教育も含めた教育の無償化が今大きな課題になってきておりますけれども、そんな中でもやっぱりこの給食費の問題というの、無償化ということもそこに位置づけられるのではないかな、そんなふうに考えております。

そんな中で、昨日の広瀬武雄議員の一般質問の中で、市長の答弁として、学校給食費補助の優先順位は低いという、私としてはちょっと残念な思いを聞かせていただきました。

そこで、まず当市の小学校・中学校、そして幼稚園の給食費及び保育所の副食費は幾らであるか、また現在減免制度があるのかないのかについてお尋ねをします。

○議長（庄田昭人君） 広瀬教育次長。

○教育次長（広瀬進一君） それでは、議員の御質問にお答えいたします。

学校給食費につきましては、月額としまして中学生に対しましては4,740円、小学生に対しましては4,020円、幼稚園児に対しましては3,710円、この中には副食費は3,260円という形で納めていただいております。保育園児の副食費につきましては、3時のおやつ代も含めまして4,500円を納めていただいております。

また、減免措置というところですが、園児に対する免除につきましては、1世帯のお子様の人数や世帯の所得状況に応じて条件を定めて行っております。

また、小・中学生に対する免除としましては、準要保護者のお子様に対しまして給食費を就学援助という形で行っております。以上です。

〔5番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） 文部省の調査によりますと、小学生の教育費は6年間で180万、1年にしますと単純平均で30万というふうに聞いておりますけれども、そのうち4万5,000円前後が給食費ということですので、結構その割合は高いというふうに思っております。

そんな中で、全国的にこの問題、いろいろ取り上げられております。全国調査をされまして市町村の無償化など、どの程度進んでいるのか報告をお願いしたいと思います。

○議長（庄田昭人君） 広瀬教育次長。

○教育次長（広瀬進一君） 全国的な免除の状況というところでございますけれども、文部科学省が平成29年度に行った調査に、学校給食費の無償化などの実施状況というものがございます。その調査結果を自治体の数で申し上げますと、1,740自治体のうち小・中学校ともに無償化を実施している自治体が76自治体、全体の4.4%となっております。小学校のみの無償化実施が4自治体、こちらは0.2%、中学校のみの無償化実施が2つの自治体、0.1%となっております。また、一部無償化または補助を実施している自治体は延べ430自治体、割合でいいますと24.7%となっております。

児童・生徒数で申し上げますと、小・中学校ともに無償化を実施している自治体、76自治体ありましたが、この小学校の対象児童数はおおよそ4万1,000人で、全国の在籍者数おおよそ635万人の0.6%となっております。中学校の対象生徒数はおおよそ2万2,000人で、全国の在籍者数おおよそ308万人の0.7%となっております。

また、この76自治体のうち71自治体は人口3万人未満の町村となっております。以上です。

〔5番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） 今、次長のほうから説明を頂きました。確かに完全な無償化をしているところは、現実には少ない、そして割と小さい自治体がそういったことを取り入れているとい



うふうに聞いております。ただ、いろいろな形での、無償化まではいっていないけれども、一部の減額ですか、そういったことを取り入れている、そういった自治体を含めると、これは平成29年の調査で、合計するとたしか29.1%になっております。ですから自治体数で考えれば、恐らく現在でいけば3割を超えているのではないかと、そんなふうに私も想定をしております。その取組もまた単純な無償化だけではなくて、いろいろな形の取組がされている、そんなふうに聞いております。

私は、この瑞穂市でも、ぜひこの給食費の減免措置を取り入れていただけるとありがたいと思っております。瑞穂市には若い世代が多い、こういったまちです。せっかく瑞穂市に住むようになったそういった若い世代が末永く定住していける、そうしていくためにもぜひ給食費の減免というのは重要な政策ではないかと、そんなふうに思っております。

市長の決意であった次世代を担う子供たちが未来を描き、希望が持てるまちづくり、そういった立場から、ぜひ市長のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（庄田昭人君） 広瀬教育次長。

○教育次長（広瀬進一君） 議員御質問の件につきまして、子育て世帯への助成など支援ができないか、例えば第2子以降の方を助成するものか、第3子以降の方の助成をするのか、また財政的に負担としてはどうなっていくのかなど、他市町の状況を踏まえ、検討・調整を行ってまいりました。しかし様々な課題があるというところから、現在も引き続き検討を行っているところであります。以上です。

[5番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） 検討はしていただいているということで、まるっきり努力がないという解釈でおります。

この問題につきましては、また後の議員さんも質問されるようですので、その場でもぜひ、より突っ込んだ話をされるとありがたいと思いますけれども、またこの問題については今後も、検討結果も含めて一緒に考えていけるものについては考えていきたい、そんなふうに考えております。

では、3つ目の課題としまして、国民健康保険についてお尋ねをさせていただきます。

日本の健康保険制度、これは昭和36年から実施された国民皆保険制度、そこに今大きな特徴があるというふうに思っております。このおかげで、保険証1枚あれば気軽にお医者さんにかかることができる。ですから、こういう仕組みがあったことによって、今回の新型コロナウイルス感染症においてもアメリカのような極端な広がりとならずに済んだ、そんなふうなことも言われております。

しかし、そんな中で、その中心である国民健康保険、これにつきましては、国保税を滞納す

る世帯が多い、そんなふうにも聞いております。全国的な調査でも15%の家庭が滞納している、そんな現状も出ております。

そこでお尋ねします。まずは、この国保の国保税、そしてサラリーマンなどが加入する健康保険、その健康保険の保険料、こういったものを比較して、まずどうなのかということ、これは一つの例として考えていただければありがたいんですが、年収400万程度で45歳の夫婦、子供さんが1人いるそういった家庭の場合、それぞれの保険料はどうなるのか。そして独身の場合はどうなるのか、そのことについてお願いをいたします。

○議長（庄田昭人君） 棚橋市民部長兼巢南庁舎管理部長。

○市民部長兼巢南庁舎管理部長（棚橋正則君） 関谷議員の御質問にお答えします。

45歳の夫婦、妻が収入なしと18歳未満の子供1人の場合において、年収400万は給与収入、固定資産税なしとしまして計算いたしますと、令和2年度の年間負担額は41万3,700円、独身の場合において給与収入400万、固定資産税なしにしますと32万100円となります。

全国健康保険協会、協会けんぽの場合ですと、年間で23万8,884円になるかと思えます。家族の場合は17万4,816円、独身の場合ですと8万1,216円となります。

これは、国保の構造的な課題とされます事業主の負担額、折半額がないためとなります。

以上で答弁とさせていただきます。

[5番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） 今、部長のほうからもお話がありましたように、国保の場合、非常に高いというのが本当の数字としても出てくると思えます。これは今説明がありましたけれども、社会保険の場合には事業主の負担がある、しかし国保の場合にはその負担がない。本来であれば、その部分をきちんと国が負担すべきというふうに私は考えておりますけれども、これは国政レベルの話になりますので、これは少し置いたといたしまして、次に瑞穂市の場合、現在の国保の税率がどうなっているかについてお尋ねをします。

後期高齢者の分、あるいは介護の分が入りますと話がちょっとややこしくなりますので、医療分のみについて瑞穂市の税率がどのようになっているのか、また国保の一元化ということで県単位でまとめるという、今そういう動きになっておりますので、県が示している今年の瑞穂市に対する標準保険料率がどのようになっているかお聞かせ願います。

○議長（庄田昭人君） 棚橋市民部長。

○市民部長兼巢南庁舎管理部長（棚橋正則君） 関谷議員の御質問にお答えします。

現在、当市は4方式で課税しています。令和2年度は所得割が6.06%、資産割が6.75%、均等割2万7,000円、平等割が2万100円となっています。

県の標準税率ですと、令和2年度は所得割が5.72%、資産割が12.20%、平等割が2万3,444

円、平等割が1万8,432円です。

比較しますと、所得割がプラス0.34%、資産割がマイナス5.45%、均等割がプラス3,556円、平等割がプラス1,668円となっています。

以上で答弁とさせていただきます。

[5番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） ということは、県が示している標準税率と比較した場合、瑞穂市の実際の税率、資産割については現在減らすという方向でできておりますので少なくなっておりますけれども、ほかと比較するとその分が高い、さらに3方式の場合での標準税率と比較させていただきますと、さらにその差が出てくるのではないかと、そんなふうに考えております。

では、少し話の観点を変えまして、今、国民健康保険の積立金、いわゆる基金でありますけれども、現在、直近で分かるところでその金額、どのくらいになっているのか、そしてそのときの加入者数、そうしますと必然的に加入者1人当たりの金額が出てくると思いますので、そこら辺の報告をお願いします。

また、併せまして県全体で見た場合には、この平均額ほどの程度か、そういったこともお知らせください。

○議長（庄田昭人君） 棚橋市民部長。

○市民部長兼巢南庁舎管理部長（棚橋正則君） 関谷議員の御質問にお答えします。

平成30年度末の国民健康保険基金は8億3,145万6,000円であります。1人当たりの金額としますと7万8,871円です。県内42市町村のうち、把握している40市町村の1人当たりの平均の金額は3万5,614円です。ちなみに最高額は21万1,914円、最低額は9,429円となっています。

以上で答弁とさせていただきます。

[5番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） 今の報告によりますと、県全体の平均よりも多く瑞穂市の場合は基金を積んでいる、そういったことになると思います。

では、今後の国民健康保険の加入者は増えていくのか、減っていくのか、例えば令和6年度当たりの見込数ですね、その前後を含めても構いませんけれども、報告をお願いできればありがたいと思います。

○議長（庄田昭人君） 棚橋市民部長。

○市民部長兼巢南庁舎管理部長（棚橋正則君） 関谷議員の御質問にお答えします。

平成26年と平成31年の年度当初の被保険者数からコーホート変化率法で算定しますと、令和6年度当初の被保険者数は7,675人になります。令和2年度当初の被保険者数は9,928人となっ

ており、2,253人減少する見込みです。

以上で答弁とさせていただきます。

[5番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） そうしますと、基金の額にもし変動がないというふうにしますと、当然1人当たりのこの基金の額、現在は8万弱というふうに先ほどありましたけれども、10万を超える額に多分なってくると思います。

このように考えますと、国保税そのものがサラリーマンよりも非常に負担が重い、これが現実であります。そんな中で、少しでもその負担を減らしていく、そういったためにはどう考えていったらいいのかというのが非常に大きなテーマではないかと思えます。

そんな中で当市の税率、この県が示している標準保険料率、これは変動すると思えますけれども、それと比較しても高いのではないか、あるいは積立金につきましても他の市町よりも多く積んでいる、そしてさらに加入者自身も減少傾向にあるということになります。そうしますと、余分と言ったら失礼ですけれども、たくさん積み過ぎてきた国保税を加入者に還元していく、そういった機会がどんどん減っていく、そんな現状にあるのではないか。ですから、ここから考えれば、この基金という財源を加入者に還元するという意味も含めて1人1万円を均等割の部分で引下げをする、しかもこれはすぐに行う、そういったことが必要ではないかと思えますけれども、いかがお考えでしょうか。

○議長（庄田昭人君） 棚橋市民部長。

○市民部長兼巢南庁舎管理部長（棚橋正則君） 関谷議員の御質問にお答えします。

令和2年度当初の国保被保険者数は9,928人で、均等割1人1万円の引下げを行うと、約1億円の財源が必要となります。令和元年度末の基金残高は8億8,300万円と見込んでおり、当初の予算の基金繰入金8,000万を差し引きますと8億円弱となります。当面被保険者数は減少の一途をたどるかと思えますが、医療費は大幅な減少はなく、今後も高齢化の進展や高度医療による医療費の増嵩が想定されます。

国保基金は地方財政法第7条の規定に基づき決算剰余金を積み立てるものですが、国保財政の運営主体が岐阜県になり、事業費納付金に占める税収を確保して納めることになりましたので、積立額も多くは望めないと思えます。

国は、人生100年時代に対応した社会保障制度を構築し、世界に冠たる国民皆保険、皆年金の維持、そして次世代への継承を目指しております。社会保険の適用拡大が図られていきますが、国民健康保険は国民皆保険の最後のとりでと言われることから、制度の持続の可能性が求められる以上、継続性が見込めないことは行うべきではないと思えます。

また、国保の都道府県化に対し、実施するのであれば県内市町村統一して行うべきものでは

ないかとも考えます。

以上で答弁とさせていただきます。

[ 5 番議員挙手 ]

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） そうしますと、全国で見た場合、この均等割の部分を減免している、そのような制度を取り入れているような市町はないのでしょうか、お答え願います。

○議長（庄田昭人君） 棚橋市民部長。

○市民部長兼巢南庁舎管理部長（棚橋正則君） 関谷議員の御質問にお答えします。

均等割の減額につきましては、低所得者世帯に対する国民健康保険税の減額が地方税法第703条の5に定めており、世帯の負担能力に応じて応益分である均等割・平等割が一定割合、7割・5割・2割軽減されます。軽減につきましては、令和元年度税制改正大綱で軽減判定の所得の引上げがなされ、5割軽減の対象となる被保険者の数に乗すべき金額が5,000円上がって28万5,000円、2割軽減の対象となる被保険者数に乗すべき金額が1万円上がって52万円となっております。この減額に伴う保険税の減収分につきましては、保険基盤安定制度で公費で補填されています。

減免制度につきましては、各自治体が条例で規定していると思われまます。当市におきましては、国民健康保険税条例第25条で規定し、減免取扱要綱で具体的に定めて運用しています。

ちなみに子供の均等割の軽減につきましては、全国で25自治体ほどであると把握しています。

以上で答弁とさせていただきます。

[ 5 番議員挙手 ]

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） ありがとうございます。

私のほうでも、手元の資料では三十数幾つの自治体が、特にやっぱり子供を中心にして減免をしている、そんなことを聞いております。これは先ほど言われた7割・5割・2割の減免、いわゆる法定減免とは違って、地方税法の第717条で、自治体の長は、特別な事情がある者に対して減免することができる、これを使って減免をしているというふう聞いております。そういう意味で、いろいろこれは工夫、この基金を持っているというこの現実も踏まえて、先ほど部長が言われましたように、子供の部分で均等割を減免する、あるいは所得のない人の減免をする、そのほかいろいろな手段が考えられるのではないかと、そんなふうに思います。こういったことについて市長の御見解があれば、ぜひお聞かせを願いたいと思います。

○議長（庄田昭人君） 棚橋市民部長。

○市民部長兼巢南庁舎管理部長（棚橋正則君） 関谷議員の御質問にお答えします。

先ほどからの基金の運用方法について、いろいろ御指摘を頂いておりますが、基本的には、

基金に関しましては、今、県のほうから事業費納付金というものを県のほうに納めています。これは、基本的には国保税の税収に関して、こちらのほうに納めるべきものなのですが、不足している部分に関しましては基金のほうをあてがうように用意をしているところでございます。以上です。

[ 5 番議員挙手 ]

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） 今の納付金の話は、あくまでもかかった医療費を中心に計算されたものによって出てくる話だと思います。ですから、それとはまた違う話ではないでしょうか。それで基金を使うという、結果的に使う場合があるかもしれないけれども、トータルで見た場合には、これについてはそれを丸々基金で使うということではないと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（庄田昭人君） 棚橋市民部長。

○市民部長兼巢南庁舎管理部長（棚橋正則君） こちらのほうの事業費納付金に関しましては、基本的には医療費等も含めて全てのものに関して県のほうに納付していくべきものなのですが、少なくともこの中には税収、税でこちらのほうが徴収した部分に関して県のほうに納付する部分がありまして、そこで例えば税率に関して下げた場合に不足分が生じてきます。そういったものに関しては基金のほうから補填させていただいて事業費納付金のほうに充てるというというような考え方であります。以上です。

[ 5 番議員挙手 ]

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） 今のお話でいきますと、ただ、その標準税率も基本的にはこの納付額に見合う形で示された数字になってきていると思いますけれども、そうしますと、現在の瑞穂市の税率が、その標準税率よりも高いというふうに私は判断しておるんですけれども、それで考えれば基金まで手をつける必要は、現実的にはあり得ない、当面のことではありますけれども、将来どうなるか、それは分かりませんが、ということだと思いますし、この税率ですね、現実にこの基金がじゃあ減ってきているのかと申しますと、この間資産割を減らしてきている中においても、現実には基金そのものは増えてきている。31年度の決算はどうなるか分かりませんが、減るという方向ではないというふうに私は判断をしておりますけれども、そう考えた場合に、この問題というのは今の答弁とはどう考えたらよろしいのでしょうか、お答え願います。

○議長（庄田昭人君） 棚橋市民部長。

○市民部長兼巢南庁舎管理部長（棚橋正則君） 関谷議員の御質問にお答えします。

基本的に、基金に関しましては今現在、今年度末の決算が出てからの数字になりますが、多

少増加していることになるかと思えます。ただ、繰越金に関しましては減ってきている見込みですので、相殺すると、全体としてのプラス額としては、そんな多くは増加していない見込みでございます。以上です。

[5 番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○5 番（関谷守彦君） でも、結論としては減っていないということですね。

○議長（庄田昭人君） 棚橋市民部長。

○市民部長兼巢南庁舎管理部長（棚橋正則君） 見込みとしましては基金に関しましては、減っていませんが、繰越額としては減ってくる見込みでございます。以上です。

[5 番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○5 番（関谷守彦君） この間の論議を踏まえて、市長のお考えをもし示していただければありがたいと思えます。

○議長（庄田昭人君） 次の質問へ進めてください。

[5 番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○5 番（関谷守彦君） この問題については、今後もしっかりと考えていきたいというふうに私も思っておりますので、ぜひ御検討のほうをよろしくお願いいたします。

続きまして、この国保の中で、今回コロナ感染症ということで、当市におきましても傷病手当金というものがつくられました。これは国民健康保険法の第58条第2項、これは病気やけがによって働くことができなくなった場合に傷病手当金という制度を導入してもいいよということが認められている、そういう制度だと思えます。

5月に行われました臨時会では、財源は全て国が負担するというので、コロナウイルス感染症にかかった場合、あるいはその疑いがあったということで労務に服せなかった、そういった方の被用者、こういった方に対して傷病手当金を支給する、そういう条例改正が行われております。この改正は、限定されたものではありませんけれども、非常に積極的な内容であったと私は思っております。

これは、つまるところ、国民健康保険に加入している方、その方々が病気やけがなどで仕事ができなくなってしまった、そういったときへの備えをしていく必要があるという、そういったあかしではないかと、こういったものがつくられたのは、そういった経過があったからこそあったと思えます。病気になれば入院費用、これは自己負担分も結構あります。こういったものも必要になりますし、生活のための収入も一切なくなってしまう、こういう現実があるわけです。せっかく今回設けられたこの傷病手当金の制度をただ単に今回だけで終わらせるのでは

なくて、病気やけがをした場合、コロナだけではなく、ほかの一般の病気とかけが、それによって仕事ができなくなってしまった、そういった方、そしてさらには被用者だけでなく事業主も含む国保に入っている働く人たちを対象にしてこういった制度をつくっていく、これも意義のあることではないか、そんなふうに思っております。国保に入ってみえる方の生活を安定させていく、そのためにこの傷病手当金制度を導入してはどうか、そんなふうに考えておりますけれども、いかがお考えでしょうか、御答弁をお願いします。

○議長（庄田昭人君） 棚橋市民部長。

○市民部長兼巢南庁舎管理部長（棚橋正則君） 関谷議員の御質問にお答えします。

国保の傷病手当金は、国民健康保険法第58条の第2項に基づく任意給付となっており、条例で制定しないと支給できません。

今回の新型コロナウイルス感染症の傷病手当金は、既に支給対象としている職域保険と整合を取るよう求められ、条例改正を行ったものであります。

この傷病手当金は条例では明記してありませんが、現時点では、厚生労働省は令和2年2月1日から9月30日を適用期間としています。そして、何より支給額を全額国が支援していただけるから今回は実施できるものであります。また、対象者を事業主に広げるのは国に強く要望したいと考えています。

また、議員御提案の一般の傷病にも適用する仕組みにつきましては、不可能と考えておりますのでお願いします。

以上で答弁とさせていただきます。

〔5番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） この課題につきましては、私も今後の課題ということで考えていきたい、そんなふうに思っております。

では、あまり時間ありませんので、ちょっと最後は走らせていただいて大変申し訳ないんですけども、よろしくお願いします。

コロナウイルス感染症対策のことについて質問をさせていただきます。

この感染症対策につきましては、4月に市長が専決処分ということで飲食店などのテイクアウト、そういったものへの支援をしていく、そういう策が打ち出されました。規模としては600万という小さなものではありましたが、その取組の意欲が感じられた、そんなふうに私は感じ取っております。

そして、5月の臨時会では子育て応援給付金、あるいはかきりん振興券、こういったものを子育て世帯に配付するなど、市の独自の取組が打ち出されてきております。

しかし、残念ながら今回の補正予算では、市民の期待に反して内容的にはなかなか少なかっ



たのではないかと、総括質疑の場でも確認いたしましたけれども、市の独自の事業としては6件で1,000万程度というふうに思っております。

今言われている新しい生活様式は、結局は国民に対し引き続き自粛生活を要請するというものではないでしょうか。新しい生活様式は市民にとって不自由を課すものであり、経済活動も実質的には制限を受ける、そういったものだと思います。だからこそ市民の健康と生活をしっかりと支えていくのが市の役割だと考えております。

そこでお伺いします。

財政調整基金、これは市民にとって非常事態のために積んである貯金だというふうに聞いております。今回のコロナ危機、このときにぜひこの積立金を有効に活用して、今後国や県から交付金が入るの見越しながら積極的な施策を打ち出していく、そういったことが重要ではないかと思っておりますけれども、こういった考え方についていかがお考えでしょうか、御答弁をお願いいたします。

○議長（庄田昭人君） 久野総務部長。

○総務部長（久野秋広君） それでは、関谷議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まず、財政調整基金の本来の目的というものは、年度間の財源調整、さらに大規模災害などの不測の事態が発生した場合に活用していく基金となります。

今回の新型コロナウイルス感染症対策として、感染症発生からちょうど拡大期における国の補助金などが示されていない状況の中、4月執行の市議会議員選挙とか、あと感染症で影響を受けている、議員の質問にもありました飲食店へのテイクアウト・デリバリー補助事業について、緊急を要する感染症対応事業として財政調整基金を活用させていただいております。

また、5月の臨時会における補正予算においてもかきりん振興券の発行事業、さらにみずほ子育て応援給付金事業など、市独自の感染症対策事業の財源としても、この財政調整基金というものを、その目的に合わせて活用させていただいております。

そこで、今後は、この新型コロナウイルス感染症対策の財源としては、議員の御質問の中にもありました国の地方創生臨時交付金、さらには県の補助金などが示されてきます。それら補助金などをまずは最大限活用しながら、市としても新型コロナウイルス感染症対策に真に必要なと考えられる事業について財政調整基金や、さらには、あとふるさと応援基金というものもござります。こういったものを活用していきたいと考えておりますので、以上で答弁とさせていただきます。

○議長（庄田昭人君） 関谷君に申し上げます。

間もなく発言の時間の制限となりますので、簡潔にお願いします。

〔5番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） ありがとうございます。

これまで市の独自の取組を見ますと、どちらかというと子育て世帯への応援という事業が多かった、そんなふうに感じます。これはこれで非常に結構なことだと思いますけれども、例えば全世帯を対象にした施策があってもいいのではないかと、そんなことも思います。

これはほかの市町でも取り組まれて、新聞でも時々見ますけれども、例えば水道料金の一定期間の減免措置、こういったことも取り入れてはいかがかと、そんなことも思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（庄田昭人君） 矢野環境水道部長。

○環境水道部長（矢野隆博君） それでは、お答えさせていただきます。

新型コロナウイルスの感染症の影響を踏まえて、国からの公共料金の猶予要請がありました。その要請を受けて、瑞穂市でも水道料金の猶予を行っているところですが、基本料金の免除についても検討いたしました。

水道料金は2か月ごとに徴収しており、その中で2か月分の基本料金は1世帯当たり税込み1,760円となっております。2か月当たりの基本料金全額といたしましては3,600万円ほどの月額になります。

水道事業会計は、独立採算制を基本とする公営企業会計で行っており、免除すれば損益での損失、いわゆる赤字決算となります可能性がありますので、地方創生臨時交付金を活用しながら一般会計からの繰入金の対応ができないかと、いろいろ検討しましたが、今のコロナウイルスの対策関連事業を実施していく上で、水道事業会計への繰入金も厳しく、公営企業の安定した運営を行う上での財源の確保が困難と判断し、今回は猶予での措置といたしました。

また、県内で免除を実施している市町村の水道普及率は約95から99%と非常に高いため、ほとんどの市民に支援が行き渡るのに対し、瑞穂市では約86%であり、14%の市民は井戸水を利用しております。そのため、水道基本料金の免除では全ての市民に平等の支援が行き渡らないため、個々の事業に応じた1年間の支払い猶予での対応となりますので、御理解ください。

なお、現時点での猶予の相談は1件ありました。しかしながら申込件数はゼロ件ですので、この場を借りて報告させていただきます。

[5番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） ありがとうございます。

すみません、時間をオーバーしまして、これで終わりにさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（庄田昭人君） 5番 関谷守彦君の質問を終わります。

議事の都合により、しばらく休憩いたします。再開は1時よりさせていただきます。よろし

くお願い申し上げます。

休憩 午前11時32分

再開 午後1時00分

○議長（庄田昭人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

9番 松野貴志君の発言を許します。

松野君。

○9番（松野貴志君） 議席番号9番、新生クラブの松野貴志です。

庄田昭人議長より発言の許可を頂きましたので、これより一般質問をさせていただきます。

森市長体制が始まり、1年が経過いたしました。我々議員のメンバーも、4月に行われた市議会議員選挙において数名入れ替わっております。森市長、そして我々議員、市民のために働くといった根本は同じでございます。気持ちを引き締め直して与えられた任期を精いっぱい努めると決意を新たにしております。

さて、新型コロナウイルスが、いまだに猛威を振るっております。コロナの影響で3月議会は短縮開催、これは森市長をはじめ執行部の皆様に対策に専念していただくための措置でございました。また、学校も休校、庁舎以外の施設は閉鎖、市民も外出を制限、飲食店をはじめ多くの企業が休業。そして、株価は大きく下がり、国内をはじめ世界中が経済不況となっております。多くの企業が倒産し、そして閉業し、我々の生活もいまだかつてないほど苦しい生活となっております。

5月25日に緊急事態宣言が解除されました。6月からは学校再開、企業も少しずつですが動き出し、市民の生活も新たに始まろうとしております。しかし、いかんせんコロナによるダメージはあまりにも大きく、経済、生活の回復は見込みが立っておりません。この先の見えない夏、秋、冬を迎えようとしております。

新型コロナウイルスは短期間で変異をし、アジア、ヨーロッパ、アメリカ、そして南米タイプが確認されている中、第2波、そして無症状クラスター感染、再発等々、様々な報告が世界を巡っております。本来であれば、医療、医薬品、福祉の専門として一般質問を行うべきではございましたが、新型コロナウイルス感染症対策特別委員会を議員全員の同意を得て設けさせていただきますして、会派の代表者として委員となっております。市長、執行部と市民のための施策や補助、経済復旧、国の動向、コロナ調査を行っておりますので、新型コロナウイルス感染症対策特別委員会の中で協議を行うことこそ、市民を守る議員の努めであると判断いたしました。

この場で質問をしても、国の動向、無症状クラスター感染など刻一刻と変化しますので、うかつに提案、質問をし、そのときの判断で市長や執行部がやると言ってもできなくなる。公の場でうそをつかせるわけにはいきません。市民のためにできないと判断をいたしました。これ

からは、しっかりと新型コロナウイルス感染症対策特別委員会にて協議を行ってまいります。

ただ、一言申し上げさせてもらいましたら、国内の自治体は相当に緩んでおります。瑞穂市がそうならないよう、森和之市長とタッグを組み、我々18人全力で瑞穂市を守っていきたくて思っております。

さて、本日の質問は2点でございます。1つ目はブロック塀等の安全確保について、2つ目は下水道事業の施設整備についてであります。

これよりは質問席にて質問をさせていただきます。

まず、ブロック塀の安全確保について御質問をさせていただきます。多少前段が長くなりますので、御容赦ください。

これは3月議会の質問で予定をしておりましたので、そのまま今回質問をさせていただきます。3か月の期間のずれがあるかと思っておりますので、修正等々ございましたら、御指摘をよろしくお願い申し上げます。

平成30年（2018年）の6月18日に、大阪府北部を震源とした地震が起きました。ブロック塀の下敷きとなる事故も発生しております。ブロック塀倒壊により、2人の方がお亡くなりになっております。当時9歳の女兒が不幸にも犠牲になったことは、皆様の御記憶にも新しいかと思えます。

さて、この事故の後、ブロック塀の耐震性が強く叫ばれるようになりました。国交省が既存ブロック塀の耐震診断基準、耐震改修計画の指針をいち早く示し、今は全国の自治体でブロック塀の安全対策が講じられているさなかでございます。ここ瑞穂市でも、今回の予算にブロック塀等撤去費補助事業として600万円が計上されておりますので、今まさに当市においても、この施策に取り組んでいるわけであります。

しかし、このブロック塀の改修は補助制度があるにしても、基本的に所有者の判断に委ねられます。なかなかその改修が進んでいないのではないかと思っております。少しでも早い安全性の確保が望まれるのですが、行政の取組や今後の施策等、私の提案を交えながらこれより質問をしたいと思えます。

まず、ブロック塀の安全点検と、その改修状況についてお尋ねをいたします。

市は、平成30年8月20日より8月31日の期間で、通学路、歩道、国道、県道沿いにある民間のブロック塀等の点検を行っております。民地には入らず、市の職員が目視やメジャーを使用して行っております。どちらかといえば、簡易的な点検であると思われれます。市のホームページによりますと、点検対象総数が2,140件、そのうち不適合な箇所が確認された物件が96件、注意喚起が必要な物件が995件と報告されております。約半数の何らかの問題があったというわけでございます。市は、戸別訪問や資料送付など、通知書という形で所有者への周知、啓発を行っておりますので、まず早急にできることは実行したと評価しているところであります。

そこで質問をいたします。

現在、この補助金を活用して撤去されたブロック塀の件数をお聞かせください。また、所有者は、この補助制度を積極的に活用する傾向にあるか、行政の見解をお聞かせください。

○議長（庄田昭人君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 議員御紹介のとおり、平成30年6月の大阪北部地震を契機に瑞穂市内でも緊急な点検を行ったといったところは、議員がお話しされたとおりでございます。瑞穂市でも令和元年10月1日より、瑞穂市ブロック塀等撤去費補助金交付要綱が施行され、広報・ホームページ及び先ほど申し上げました緊急点検において把握されました96件の不適合物件に関しまして、補助金を活用して撤去を行っていただくよう周知・啓発を行ってまいりました。

昨年度、半年の間ではございますが、補助金に関する問合せが50件ほどあり、市民の皆様方の関心の高さを実感するものでございました。補助金を活用されました件数は、昨年度は8件でございます。この8件の内訳は、平成30年8月緊急点検によって不良物件と判断されたものが2件、注意喚起を行ったものが5件、その他1件となっております。

今年度は、5月からの募集で1か月ほどではございますが、問合せ件数は15件、補助金活用件数が3件となっております。

今後も、さらなる啓発活動を行いながら、安心・安全なまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

[9番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 松野貴志君。

○9番（松野貴志君） 周知・啓発がなされていると、相談のほうは50件、非常に多くあるということで、利用者が多いということは大変喜ばしいと思っております。ただ、所有者の考えや、いろんな御事情もございますので、まだまだ課題を詰めていかねばならないかなと思っております。

次に、ブロック塀の耐震診断について御質問させていただきます。

国交省の資料を見ますと、一定の高さ、長さを有する塀について、地方公共団体が指定する避難路の沿道、建築物と同様に耐震診断を義務づけるとともに、所管行政庁において診断結果を公表するとあります。これは平成31年4月1日に施行されております。

また、瑞穂市耐震改修促進計画には、小・中学校の指定する通学路を避難路として指定するとあります。これによりますと、市内の通学路、沿道に設置された一定の条件を有するブロック塀は耐震診断が義務づけられております。その診断結果は、まさに公表しなければならないということでございます。診断結果を公表する所管行政庁は岐阜県になると思っておりますが、ホームページで検索しても調べられません。

そこで質問ですが、市内の耐震診断義務のある件数はどの程度あるのか、そして耐震済みの件数をお聞かせください。また、対象者に耐震診断義務の啓発を行っているか、併せてお聞かせください。

○議長（庄田昭人君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 議員御質問でございます耐震改修促進計画には、あくまで避難路の沿道にあるといった一定規模以上の既存耐震不適格ブロック塀等への耐震診断が義務づけられている中で、現在、瑞穂市地域防災計画には、その避難路そのものの位置づけがなく、瑞穂市耐震改修促進計画には、当然のことながら、その位置づけは反映されておりません。

よって、平成30年度に行いました緊急安全点検は、通学路、歩道及び国・県道の重点対象路線としての、その沿道にあるブロック塀を対象として点検したものでございますので、国が交付金対象といたします避難路として確認したものではありませんので、当該診断義務の対象となるものに該当するものはなく、当市での対象者への啓発は行っておりません。

しかしながら、今後も引き続き、ブロック塀等の所有者の方々に対し、安全確保の観点から積極的な周知を行うとともに、ホームページ等により御自身でも安全性が確認できるよう、国土交通省より示されております点検チェックポイントなどの情報を発信してまいりたいと考えております。

[ 9 番議員挙手 ]

○議長（庄田昭人君） 松野貴志君。

○9 番（松野貴志君） 当てはまらないというような御答弁でございました。

しかし、やはり点検、耐震診断等を行っておかなければ、この後の質問で出てくるんですが、国の出している補助制度、これらをしっかりと活用していただきたいと思っておりますので、次の質問に移ります。

ブロック塀の安全を確保するための方法について質問をいたします。

瑞穂市ブロック塀等撤去費補助金交付要綱によりますと、その対象となるのはブロック塀の撤去だけであります。恐らく点検で不適合な箇所が確認された物件96件は、この補助金を活用し、既存のブロック塀を撤去することが望ましいのではないかと考えます。

この補助金要綱によりますと、補助金の上限額は30万円でございます。実際工事費は、ブロック塀の取壊し、搬出、産廃処理、そしてフェンス等の新設工事を考えれば、この補助額の何倍もの費用が必要となると考えられます。まして施工規模の大きなところでは、この補助金額は総工費の1割にも満たないのではないかと考えます。

そこで思うのですが、ブロック塀の安全性は、それを撤去するしか方法がないのでしょうか。既存ブロック塀の状況にもよりますが、補強工事による転倒防止対策でも十分効果が期待できるものだと考えます。ネットで調べますと、コンクリートや鋼材を使用した補強工事があるよ

うですが、こういった補強工事も安全性確保のための施策となるのではないかと考えております。危険ブロック塀は、撤去してしまうのが確実ではあるかと思いますが、もし費用負担が少なく済むのであれば、このような補強工事も安全対策の一つとして推奨すべきであると私は考えます。

そこでお尋ねします。

このようなブロック塀等補強工事に対して市はどのような見解をお持ちか、お答えください。

○議長（庄田昭人君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） ブロック塀等の補強工事に関しましても、災害等において倒壊することなく、通行の妨げや人的被害を起こさないようするもので、安全対策の一環と考えております。

議員がおっしゃられますように、国の補助制度においてブロック塀等の耐震診断、除去、それから改修においても交付の対象に位置づけられております。補助率といたしまして、耐震診断、除去、改修ともに、限度額はございますが、国が3分の1、県・市が6分の1ずつ補助を施主さんのほうへ行うものでございます。

現在、瑞穂市ブロック塀等撤去費補助金交付要綱におきましては、通学路沿いをその対象路線として耐震診断を行った後、不適合物件と判断され除去まで行ったものに関しましては、耐震診断費用も補助対象としておりますが、補強工事は現在その対象となっておりません。

ただし、現在、議員がおっしゃられますように、補強につきましても安全対策の一環というようなことが考えられますので、今後はその補助対象となるよう検討を進めてまいりたいと考えております。

[9番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 松野貴志君。

○9番（松野貴志君） ぜひ、国がせっかく打ち出している補助金をしっかり活用していただきたい。現在、市が打ち出した要綱についても、啓発または周知のほうがなされているということでございますので、併せてしっかりとブロック塀撤去、もしくは補強、そして改修等々も含めた国の補助金をしっかりと取り入れ、危険箇所を少しでも減らしていただきたいと思っております。

それでは、次の質問に移ります。

ブロック塀等の安全確保事業についてお尋ねをいたします。

国交省の資料を見ておりますと、ブロック塀等の除去、改修に対する支援制度が創設されているようでございます。市の補助金はブロック塀等の撤去に現在のところは限られておりますが、この事業は耐震診断や除去、改修等が含まれますので、かなり幅広い補助制度と考えられます。

交付対象地域はブロック塀等の所有者に対し、ブロック塀の安全確保に関する積極的な周知を実施している地域、まさに診断が該当してくるということでございます。交付率は、国が3分の1、地方が3分の1、民間が3分の1でございます。交付対象限度額は1メートル当たり8万円、この中には耐震診断、除去、改修等々、今、部長がおっしゃられた等々の内容も含まれております。これを活用できれば、所有者にとってかなり費用が軽減されると考えます。

この補助制度、改修も交付対象事業ですが、この改修はブロック塀撤去等の後、新設工事というのか、それとも先ほどのブロック塀補強工事も対象となるかなど、その具体的な内容がよくまだ分かっておりません。瑞穂市内に、この交付事業対象者がいないのであれば話になりませんが、これを活用できる対象者がいるのであれば、より現実的な制度と考えます。

この制度の具体的な内容を御説明いただきたいと思います。また、この支援制度の活用に対する市の見解をよろしく願いいたします。

○議長（庄田昭人君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） ただいま国の制度について御紹介いただきました。国は、1メートル当たり8万円というような金額を出しております。私どもの撤去費の補助金は1平米です、1平方メートル当たり1万円、上限30万円といったような単位が実は違うわけですね。その単位が違うというのは、私どもとしては、まず通学路に面するブロック塀の撤去を主眼において、その高さ、長さから面積を割り出して、その面積に対する補助金を単位当たりで出しておるわけです。

一方、国の補助金制度は議員御紹介のとおり、撤去も、それから診断も、さらに撤去した後に、そこにフェンスを復旧したり垣根を復旧したりというような意味で、ブロックの高さに関係なく1メートル当たり8万円としている。この辺の制度の違いを、私どもとしては、塀を壊して、それからそこへまた新設される垣根だとか、ある意味グレードアップされるようなものを、ここに対しては補助金を出すのはいかがなものかというところで、まずは目的はとにかくブロック塀、地震によってそれが倒壊して、児童等がそこに下敷きになるというようなことを絶対に防ぎたいという意味で、まずはブロック塀の撤去のみを主眼としてまいったものでございます。

そういった意味で、まだまだ国の制度を全部ここに網羅した補助金ではございませんが、そういった点につきまして、今後、検討を進めていくという考えでおりますので、何とぞ御理解のほどよろしく願いいたします。

[9番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 松野貴志君。

○9番（松野貴志君） 一般の市民が、こういった交付事業を個人で活用するのはなかなかできないこととございます。やはり行政や専門家による交付金活用のメリットや手続指導が必要で



はないかと考えます。有効と判断されるのであれば、もっと周知してサポートをしていただきたいと思います。

ブロック塀撤去をまずやっていただくということでございますので、その後には国のこういった補助を恐らくしっかりと市長のほうは検討されているということで、最後の質問は市長にお尋ねをいたします。

ブロック塀の安全確保については、その重要性は十分理解されているものと思います。私は今日、何点か質問させていただきましたが、今あるブロック塀等の撤去費だけではなく、耐震診断補助やブロック塀等の補強工事に対しても助成制度があってもいいと思います。ブロック塀の安全対策は公共性の高い事業でありながら、その実施は所有者個人の判断に委ねられます。そして、何らかの問題が生じれば、その責任は所有者が受けるということでございます。補助制度だけ整備すればいいという問題ではなく、いかに所有者に御理解いただき、課題を共有し、そして解決策を行政がバックアップしながら進めていかねばならないと私は思います。

このブロック塀の問題は、市の施策である災害に強い住環境の整備のための課題でありますので、市長は今後どのように取り組んでいくのか、そのお考え、また方針をお聞かせください。

○議長（庄田昭人君） 森市長。

○市長（森 和之君） 松野貴志議員の危険なブロック塀の倒壊についてというような御質問にお答えをさせていただきます。

先ほど来、都市整備部長からお答えをしております。昨年の9月の市議会において補正予算にて計上し、危険なブロック塀にて補助制度を10月から設けたということは、皆さん御承知のとおりだと思います。その実績も次第に増えてきており、例えば旭化成の北側にあるブロックも、今、ブロックが撤去されアルミのフェンスになっているということを皆さんも御存じだと思います。

このブロック塀の補強につきましては、災害時において倒壊することで通行ができなくなってしまうような手段ということで補強を考えておりますが、また耐震診断についても避難経路に係る不適切なブロック塀の耐震診断が対象となっておりますということですが、瑞穂市の先ほど答弁にもあります地域防災計画には避難路の位置づけがないということから、国の補助金などの対象となっていないということが現実問題として起きております。

今年度、地域防災計画を見直しております。その中で避難路についても位置づけを行い、国の補助金の制度を取り入れていかなければならないと考えています。このような方針の下、現在は小学校・中学校の通学路に限定をしております危険なブロック塀の撤去を避難路にも拡大し、診断や補強にも適用できるようにしていきたいと考えています。

そして、行く行くには通学路や避難経路でなく市内全域にある危険なブロック塀なども対象に入れて、市単独事業にはなるとは思いますが、やっていかなければならない必要性があるとい

うことで、予算の関係もございしますが、予算の範囲内で進めていく危険防止の事業だと考えております。

以上で答弁とします。

[ 9 番議員挙手 ]

○議長（庄田昭人君） 松野貴志君。

○9番（松野貴志君） さすがに瑞穂市の将来を託せる男である市長の御答弁であったかと思えます。今後こういった危険箇所につきましてもどんどんとやっていただけるというのを確信いたしまして、次の質問に移ります。

下水道事業の施設整備について質問させていただきます。

次に、下水道事業の施設整備についての質問でございますが、公共下水道事業につきましては認可等の手続も終え、今後はいよいよその整備に着手するというわけでありまして、まずは必要な地域からの1期工事、いわゆる処理場に至るまでの幹線管渠や面整備、そして汚水処理場の整備が第1期工事として進められると予定していると聞いております。早期の下水道整備を求められていた市民の皆様には、ようやく始まるのかとお叱りを受けそうでございますが、この第1期工事を皮切りに、これからは順次下水道整備が行われていくものと思えます。

そこで質問をいたします。

第1期工事を大まかに、汚水処理場の整備工事、管渠の推進工事、そして管渠の開削工事の3つに分けた場合、それぞれの工事の施工年数の度数、いわゆる工事の予定スケジュールをまず教えていただきたいのと、そして今、早期整備が求められている地区の供用開始はいつになるのか、御答弁をください。

○議長（庄田昭人君） 矢野環境水道部長。

○環境水道部長（矢野隆博君） それでは、御質問に対して回答いたします。

まず初めに、第1期の事業計画に関するスケジュールについての御質問ですが、第1期事業計画の法定手続としまして、本年の3月3日に下水道法第4条に規定する県知事協議が完了し、3月31日には都市計画法の第62条に基づく事業認可の告示が岐阜県よりなされました。

本年度の事業の内容といたしましては、管路の施設の基本設計、管路施設詳細設計のための地質調査、また瑞穂市の下水処理場の用地の測量を行い、これまでも説明してまいりましたが、瑞穂市公共下水道事業におけるPPP/PFI、官民連携事業になりますが、その展開ができないかの導入検討調査を行います。

また、7月には処理場用地の測量の地権者説明会や、コロナウイルスの感染状況の環境もありますが、8月からは牛牧地域、本田団地地域の市民の皆様に対して順次説明会を開催する予定でございます。

令和3年度以降のスケジュールといたしましては、PPP/PFI方式で事業を進める場合

と従来どおり市の仕様書による発注による方式では若干異なっておりますが、予定としましては令和3年度はPPP／PFI事業者を決定し、早ければ令和4年度後半から下水処理場工事、管渠工事、開削工事を全て一斉にかかれたらと考えており、供用開始については令和8年4月を目指しているところでございます。

続きまして、第1期事業計画の下水処理能力といたしましては、全体計画処理能力が1万9,600立方メートルの8分の1の2,450立方メートルで、管路の延長は総延長28.8キロメートルを想定しており、うち幹線管路の延長は5.8キロ、面整備管路の延長は23キロになります。工法といたしましては、基本的に幹線管路は推進工法で、面整備管路は開削工法となります。

[9番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 松野貴志君。

○9番（松野貴志君） 供用開始が8年4月からやっていきたいという御答弁でございましたが、7番についてはまだ私、質問しておりませんので、先に御答弁だけ頂きましたので、7番は飛ばさせていただきますので、ごめんなさい。

処理場能力等々も確認は取れましたので、その後の質問に移らせていただきます。

今までお聞きした事業の概算事業費等々のお答えをしていただきたいと思います。これもできましたら、処理場の整備費、管渠の推進工事費、管渠の開削工事費と3つに分けてそれぞれの事業費及び総事業費をお願いいたします。

○議長（庄田昭人君） 矢野環境水道部長。

○環境水道部長（矢野隆博君） 第1期の事業計画における事業費ですが、実施設計をまだ行っていませんので細かい費用の算出はできませんが、全体計画レベルでの概算工事費ですと、下水処理場の用地を含めた事業費が約24億円、幹線管路事業が約28億円、面整備管路の事業費が約20億円の計72億円となっております。

[9番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 松野貴志君。

○9番（松野貴志君） ありがとうございます。

第1期工事の概算事業費はおおよそ72億円ということでございます。今回お聞きした数字は、あくまでも概算であると判断いたしまして、今後の基本設計、詳細設計という手順を踏んで明確な数字が出てくるということでございます。この時点でお伺いいたしましたのは、公共下水道事業は市民の中でも関心の高い事業であり、熱心に勉強されている市民の皆様もおられます。周知の意味も含めてお聞きをしたわけでございます。

下水道整備に当たっては、目まぐるしい変化をする社会情勢も鑑み、財政の負担を少しでも軽減できるような柔軟な対応をお願いしたいところでございます。また、広く市民の皆様にしつかりと御説明ができるような手順をお願いしたいと思います。

次に、下水から発生する硫化水素ガスの影響についてお尋ねをいたします。

下水から発生する硫化水素ガスは、金属材料やコンクリートを強く腐食いたします。長い耐用年数を有する材料であったとしても、短寿命になることがあります。近年、コンクリート管でも腐食防止を施した管渠があるようでございます。もともと腐食に強いレジンコンクリートと言われる管渠もあるようですが、施設整備においては硫化水素ガスの影響を考慮した資材の選択が必要であると考えます。

そこでお尋ねいたします。

硫化水素ガスが高濃度で発生しやすい場所があるようですが、当市の下水道計画も硫化水素ガスの対策を勘案しているのかどうか、確認をしたいと思っております。

○議長（庄田昭人君） 矢野環境水道部長。

○環境水道部長（矢野隆博君） 下水道施設においては、硫化水素が発生しやすい箇所はある程度想定されております。具体的には、圧送管の吐き出し口やマンホール内部に落差がある箇所が、腐食が進行しやすい箇所となっております。

これらの箇所については、通常自然流下部分と比較して腐食しやすいことから、腐食防止の添加剤を加えたコンクリートや樹脂と骨材を混合した腐食しにくいレジンコンクリートなどの製品の使用を検討し、今後の工事の経済性に加え、耐用年数や更新費用などのライフサイクルコストを勘案した使用材料を選定していきたいと考えております。

〔9番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 松野貴志君。

○9番（松野貴志君） 瑞穂市というのは、ある意味、下水が遅れていたということで、いよいよ進んでいくという中で、全国ではほぼ下水が完了した地域が多いかと思っております。耐震性の問題で改修工事が現在始まっている自治体も多くあると聞いております。その際に新たに設置する管渠につきましては、こういったレジンコンクリートが多く採用されていると聞いておりまして、今、矢野下水道部長のほうからお話がありまして、レジンというコンクリートは今後しっかりと検討していく上で、なるべく将来の負担が少ないような考え方で下水を進めていただきたいと思います。あまり言えませんが、けがの功名というわけではございませんけれども、これをプラスに捉えて今後に活かしていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

次の質問に移ります。

いよいよ第1期工事の具体的な計画に入ります。先ほどお尋ねしました硫化水素ガスの対策も含め、単純に事業費の高い安いではなく、その修繕費や維持管理費も踏まえ、生涯コストで施工方法や使用材料が判断されるものであると思っております。

私も専門ではございませんので詳しくは承知しておりませんが、レジンコンクリートは腐食など耐久性に優れ、水理特性に優れ、粗度係数でも低勾配でも流量を確保できるということで

ございますので、管の口径をワンランク小さくできることなどの可能性もあります。施工後の修繕が困難な推進事業などでは、特にその有利性が発揮できるものと考えます。

これは、レジンコンクリートを使用しろというわけではなく、こういった新素材の材料をしっかり考慮していただき詳細設計に生かすべきじゃないかと思っておりますので、質問させてもらっております。詳細設計の検討に当たっての市の見解をお聞かせください。

○議長（庄田昭人君） 矢野環境水道部長。

○環境水道部長（矢野隆博君） 御意見いただきました議員の意見のとおりでございます。管路やマンホールの使用材料の選定につきましては、イニシャルコストやランニングコストの両方を勘案して決定してまいりたいと考えております。

〔9番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 松野貴志君。

○9番（松野貴志君） あらゆる角度で比較検討もしっかりしていただきまして、何度もお話しいたしますが、よりよいもので長く使っていただけるような材料を選んでいただきたい。その上で、市民や我々、そして執行部の皆様もそうですけれども、お子様や孫の代まで負担が及ばないような下水道にしていきたいと思っております。

最後に、PFIについて少し確認させていただきます。

PFIとは、民間の資金と経営能力、技術力を生かし、設計、建設、改修、更新や維持管理、運営を行う手法であります。市は国交省の検討会にも参加しており、瑞穂市の下水道事業に適した官民連携手法の検討を行うと答弁されております。今まで質問させていただいたように、いよいよ第1期工事が始まるわけですが、このPFI方式、検討は進んでいるのか再度お尋ねをいたします。そして今後、具体的にどのような手順で進められていくのか、最後に併せてお答えください。

○議長（庄田昭人君） 矢野環境水道部長。

○環境水道部長（矢野隆博君） PPP/PFIの導入検討の進捗に関する御質問ですが、検討するに当たっては、より多くの補助金を活用できないか調査を行えないかということで、国土交通省の総合政策局が支援する先導的官民連携支援事業に応募し、採択されました。

この支援事業は下水道事業に限ったものではなく、全国で27件の応募があり、そのうち16件が採択されました。下水道事業では唯一瑞穂市が選ばれ、国の予算枠の範囲であります。補助率は70%つきました。

採択に当たっては、瑞穂市公共下水道（瑞穂処理区）は新規処理区であり、近年、全国で新規の処理区に着手した事例はありません。そのため、新規処理区でPPP/PFI導入可能性の検討するケースは珍しく、ストック施設のリスクもないことから経営まで含めた全ての可能性を否定しない検討を行うことができ、このことが先導的であると判断していただいたのだと

思っております。

下水道事業でPPP/PFIの導入可能性や事業スキームについては、今年度の導入検討調査の中で、民間企業のニーズを踏まえ、瑞穂市にとってよりメリットがある事業スキームを採用していきたいと考えております。

なお、この調査業務については、7月に公募の告示を行い、プロポーザル方式で業者を選定したいと思っております。

[9番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 松野貴志君。

○9番（松野貴志君） まさに、今、部長がおっしゃったとおりで、瑞穂市は全国から注目をされております。だからこそ、本当によりよい下水道事業を進めていく上で、市民の皆様の声をしっかり聞きながら進めていただきたい。100人が100人とも賛成するということはまずあり得ない。だからこそ、一人でも多くの方が納得できるような下水道事業にしていきたいと思っております。

今、当市においては、駅前開発、そしてこの下水道事業、様々な大型事業が進んでおります。だからこそ、将来の負担にならないような下水道事業であってほしいという願いを込めまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（庄田昭人君） 9番 松野貴志君の質問を終わります。

2番 藤橋直樹君の発言を許します。

藤橋君。

○2番（藤橋直樹君） 議席番号2番、無所属の会、藤橋直樹です。

ただいま議長の質問の許可を頂きましたので、初めての一般質問をさせていただきます。

こうして議場の演壇に立ち質問させていただくのは何せ初めてのことで、大変緊張しております。ゆえに、言い間違いやお聞き苦しい点もあろうかと思いますが、御容赦を頂きたく冒頭をお願い申し上げまして進めてまいりたいと思っております。

さて、本日は2点について質問させていただきます。まず1点目は、空き家、空き地対策についての市の方針をお聞きしたいと思います。そして、2点目は、市内の南にある穂南地区と牛牧地区を結ぶ歩道橋設置について、市当局の見解をお尋ねするものです。

以上、2点の質問事項について質問席よりお尋ねさせていただきますので、よろしく御答弁お願いいたします。

それでは、1点目の空き家、空き地問題についてであります。

私の地元地域の人々の御意見、御要望をお聞きするため、昨年来より地域のあちらこちらを回らせていただきました。その先々でお聞きし、また目にすることは地域の高齢化の問題です。特に私の住む牛牧団地では高齢化が著しく、高齢化率も40%とも45%とも言われております。

そして、加えて現状、実情を申しますと、空き家の多さ、空き地の多さであります。要するに、核家族化によって年の経過とともに親が高齢となり、施設に入所したり、または亡くなったりし、空き家、空き地になるケースが増えているように思います。こうした理由等で牛牧団地全体での空き家、空き地の数は約50件ぐらいだと私は認識しておりますが、このような実情を行政当局は認識、把握しておられるのかどうか、まずもってお尋ねしたいと思います。

○議長（庄田昭人君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 空き家に関しましては、昨年度、市内全域を対象に市の確認基準を設け、目視ではございますが、市内の空き家候補の所在を調査し、552件の確認を行いました。その中で、牛牧団地に関しましては24件の空き家候補が確認されております。

なお、空き家の定義に関しましては、空家等対策の推進に関する特別措置法にございます空き家を対象としております。

そのほかにも、車で団地内を巡回してみますと、更地になった宅地も多く見受けられ、売却のため不動産会社の看板も立っていることを確認しております。

〔2番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 藤橋直樹君。

○2番（藤橋直樹君） ありがとうございます。

今、答弁があったように、牛牧団地内では空き家が24件、あと空き地がちらほらと見受けられるということですが、私の聞いたところでは50件ぐらいあるんじゃないかなというふうに思っております。

そこで、その空き家についてですが、場合によっては当該不動産が十分に管理されていない実態があります。地元の自治会長、民生委員等にお聞きした範疇ではございますが、空き家の敷地、または空き地に草が生い茂り近隣が迷惑している現状があったり、中にはアライグマらしき動物が空き家に入入りしているところを目撃されています。そうした実情を持ち主等に伝えようとしても連絡も取れないことがあり、地域自治会の懸案事項になっているとの話もお伺いしました。

こうした課題、悩み事があることを市としてはどの程度把握しておられるのか、お尋ねしたいと思います。また、そうした課題等について市ではどの部署が対応しているのかも併せてお尋ねしたいと思います。

○議長（庄田昭人君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 年に数件ではございますが、空き家内における雑草の問題であるとか、防災・防犯上の観点から空き家の対応要望を頂いており、所有者等に対して、その都度指導を行っております。

また、空き家の所有者等から適正な管理やら活用の相談があった場合には、岐阜県空家等対

策協議会が設置しております建築士等の専門家による空き家・すまい総合相談室を御紹介しておるところでございます。現在、当市におきましても、専門知識を有するNPOとの協力体制による利活用等の相談窓口を検討中でございます。

市では空き家に関する代表窓口として、都市整備部都市開発課で、その対応を行っているところでございます。地元からの要望内容に関しまして多種多様な対応となることから、瑞穂市空家等対策計画にございますように、関係部署と連携を図りながら進めておるところでございます。

[ 2 番議員挙手 ]

○議長（庄田昭人君） 藤橋直樹君。

○2番（藤橋直樹君） ありがとうございます。

なかなか地域の困り事を市のどこの部署にお尋ねしたらよいのか分からないという声をよく耳にしますので、お尋ねした次第でございます。

空き家、空き地の問題は、複数の部署で対応することもあるとの感触を持ちましたが、こうした問題というか課題は、全国の自治体でも懸案課題となっているようです。ちなみに、我が瑞穂市の県会議員の森治久氏の一般質問を傍聴した際、県議が、空き家対策は環境問題か福祉問題か、それとも都市整備の問題なのかで全国の自治体で業務の押しつけ合いが起きることで有名な行政課題と本に書かれていたと一般質問の冒頭で述べていたのが記憶に残っております。

懸案事項の多い行政課題と思いますが、反面、切り口一つでどのような形でも解決につながる要素を持った課題とも言えないわけではありません。例えば団地の空き地について、所有権の問題もありますが、この瑞穂市が通勤至便な地域で、今でも住宅が建ち人口増加につながっているとはいえ、空き家がそのままに放置されている実情は経済的に考えればもったいのない話とも言えなくありません。他の市町村でも行っている空き家バンクのような仕組みをつくって、遊休資産を利活用できるかもしれないとも思います。

あるいは、住民の方から聞いた話ですが、団地内の空き家を自治会、もしくは社協等で借受けしてもらい、そこを日常的に開放したくつろぎカフェ、安らぎの場として運営することも考えられる、運営スタッフやボランティアの人材は何とかするからというような話でした。現に各務原市での実例を見学された人の御意見でございます。これらも福祉施策の面から切り口になろうかと思うところです。

一方では、防災上、老朽化した家屋の危険防止の観点から、取壊しにかかる費用、補助等もあるように思います。これらの切り口に対し、県の空き家対策関連の施策を調べてみますと、岐阜県空き家総合整備事業費補助金という補助メニューがあるようです。一定条件の下での補助金のようなのですが、その条件的中身について、少し具体的に御説明いただければありがたいです。



○議長（庄田昭人君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 岐阜県空き家総合整備事業費補助金は、空き家の利活用として、改修費用、取得費用、残置物処分費用の補助を行っているもので、3分の1以内の補助となっております。岐阜県の定める移住者等を対象とした場合には2分の1以内の補助が可能となります。

また、空き家の状況調査として、所有者または取得しようとする者が市場価値を明確にすることを目的として行う調査等の費用の3分の1以内の補助がされる内容となっております。

〔2番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 藤橋直樹君。

○2番（藤橋直樹君） ありがとうございます。

要するに、市町村としての制度があることが条件のようにお聞きしましたが、他市町では既に受皿をつくって実践している実態があるように聞いております。近隣の市町は、それなりに制度を構築、設置しているようです。空き家、空き地問題には地域性があるとして、抱える問題は同じような要素があると考えますが、なぜに瑞穂市では確たる補助金の受皿と成り得る制度がつくられていないのか。そして、今後つくるとしたらどのようなスピード感を持って行政事務を進めていくお考えか、これは市長にお尋ねしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（庄田昭人君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 空き家の維持管理につきましては、所有者の義務が大前提でございます。市といたしまして、防犯・防災上大変危険となる特定空家等の対応が急務であると考えておりますが、利活用可能な空き家の対応につきましては、昨年確認されました空き家候補となる所有者等にアンケート調査を実施し、その情報をもって岐阜県空き家総合整備事業費補助金による移住者等を対象とした補助金を活用し、子育て世代、新婚世帯などに対してどのように進めていくことができるのか、総合政策課と検討中でございます。

最近の新聞報道を見ていただきますと、ちょうど各務原市で特定空家を代執行で取り壊しているというような記事がございました。まさに火事があった後、放置され、骨組みだけが残っているというような空き家で、その前を通学路に指定してあるというような記事がございました。まさに、こういうものは本当に防災上、非常に危険でございますので、我々としては、こういった特定空家に指定いたしますと、法律で指導、勧告等を行って代執行まで市がたどり着けるというような法律の内容になっておりますので、まずもって特定空家等の判定基準を作成して、安全・快適なまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

〔2番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 藤橋直樹君。

○2番（藤橋直樹君） ありがとうございます。

ぜひ一日も早く、瑞穂市の空き家、空き地対策を制度化していただき、そして見える化し、議会にもお示しいただき、県の補助金を有効に活用できる道筋をつくっていただくことを切にお願いいたしまして、この件については終わりたいと思います。

次に、2点目の質問です。

市の最南部、穂南地区と牛牧の下畑地区を結ぶ歩道橋設置についてです。

既に午前中に森健治議員が質問されていまして、重複した質問になりますが、私も多くの住民からお聞きした課題というか要望事項となりますので、私からも質問させていただきますので、よろしくお答えをお願いします。

現在、牛牧の下畑地区では、五六川の河道整備と排水機場の整備事業が行われていると聞いております。そしてまた、将来的には下水道整備に係る関連施設の建設の予定地であるとも聞いております。

このような重点地域であると私は認識しておりますが、かつてこの地には墨俣村と牛牧村を結ぶ街道があり、犀川の河川敷内に潜り橋なる橋もあったようですが、国直轄事業の犀川堤外地開発事業に伴い、潜り橋は河川の中に消えてしまったとのこと。しかし、昔のことをよく知る人は、代替措置として歩道橋の設置を要望されたようですが、要望は要望としてどこかで留め置かれ実現には至らなかったとの話です。

実際、穂南地区の児童が牛牧小学校に通学するにあって、歩道橋があればこの上もなく安全でとても便利でございます。今、穂南自治会の子供たちは、目の前に牛牧小学校がありながら橋がないため、ずっと西の県道に迂回し国道21号まで北上し、再び牛牧小の正門まで南下するという遠回りをしながら毎日通学しているのですから、今からでも実現してもらえないかという新たな要望がPTA内にあります。

また、一方で、牛牧団地の住民の声として、五六ふれあい橋のような歩道橋が犀川にあればPLANT-6への買物に便利である、あるいは河川敷内に設置されている親水公園にも行けて、健康管理、余暇の楽しみにもつながるので、ぜひとも実現してもらいたいという複数の声も聞いております。

午前の部、森健治議員の質問の回答でおおよそのイメージはつかめましたが、いま一度、将来的に実現可能な行政課題として考えられるのかどうか、担当部長よりお答えを頂きたいと思っております。

○議長（庄田昭人君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

まずもって、議員の御質問の中に少しありました犀川堤外地土地区画整理事業で、昭和58年からこの犀川遊水地ができてまいりました。このときは区画整理組合という中で、いわゆる既存にあった潜り橋と言われる橋が幾つかございました。これらを造って、その機能を果たすと

というのは、国ではなくて区画整理組合の中で本来は架けるべきだったものだという事で、私も地権者の一人として記憶しておるところでございます。

そういった意味で、土地区画整理事業がもう既に完了いたしましたして、ただいまは国土交通省による五六川牛牧排水機場の改修といったような工事が現在進行中であるといった点をまず前段で御説明させていただきます。

そういった意味で、まず藤橋議員の御質問で、穂南地区と牛牧側に歩道橋をとというような御質問ということで御答弁させていただきます。

午前中の森議員の御質問にもお答えいたしました、ここに歩道橋を架けようとする、約300メートルほどの距離がございます。今までのように川の中に水面を潜るような潜り橋というのは河川法上許可されませんので、P L A N T側の堤防から、今、牛牧排水機場を造っておる堤防まで、堤防から堤防まで飛んでいくような非常に長い距離の橋になります。この橋につきましては、議員御指摘のとおり、特に1番目の質問にもございましたように、空き家とか空き地が牛牧団地内に点在化していることと併せ、牛牧団地内の住民の高齢化といった問題もあって、今回のような御質問になっていることと思います。

高齢者の買物支援といった観点から考えてみますと、この地区の生活圏での大規模な小売店舗となります穂南地区にあるP L A N T-6へ買物へ行くととなりますと、東は祖父江地区にある犀川大橋、西は宝江地内の忠太橋を渡って買物に行かれることと思います。そういった意味で、その中間に歩道橋が設置されれば、牛牧団地から真っすぐ南へ向かって犀川遊水地上を渡ることができて、相当の距離の短縮が見込まれるということが考えられると思います。そういった意味で、高齢者の方々が車に頼ることなく、徒歩、自転車等で買物に行ける、それが可能になるものだというふうに考えております。

もう一点、この犀川遊水地で牛牧地区と穂南地区が分断されているというようなお言葉もありました。まさに、この犀川遊水地の河川敷には、大垣市にまたがる「さい川さくら公園」が整備されていますので、この新たなルートが造られることによりまして、景観の向上と公園のグレードアップにもつながり、穂南地区と牛牧地区との新たな交流が生まれると、こういった効果が期待されるところでございます。

午前中の森健治議員の質問と重なるかもしれませんが、穂南地区から牛牧小学校への通学路の距離の短縮、時間の短縮、それから災害時の避難路として大変この歩道橋が有用であるということは、今回の御質問で確認させていただいたところでございます。

[2番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 藤橋直樹君。

○2番（藤橋直樹君） ありがとうございます。

実現可能な行政課題として捉えてよいということで理解をいたしました。

次に、実現可能なテーマとして、今後、地域住民の方にも説明をしていきたいと思いますが、どのくらいのスパンで将来展望として捉えればよいのか、タイムスケジュールについても可能な範囲でお答えいただけるとありがたいところです。この件について市長より御答弁、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（庄田昭人君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） この計画につきましては、実は平成30年度に、その検討資料をつくっております。この検討資料を基に、河川管理者でございます国土交通省中部地方整備局木曾川上流河川事務所と本計画について、河川法の占用許可に関しまして実現性があるのかなどの協議を行ってまいりました。今後は架設位置など、さらなる具体的な協議を進めながら検討を行ってまいりたいと考えております。

先ほども御説明いたしましたように、堤防から堤防へこの橋を架けようとする約300メートル程度の長さになってくることから、この整備に要する費用は恐らく5億円を下らないものと見込まれます。非常に多くの費用を要する事業となりますことが予想されます。

その財源を確保するといった点で申し上げますと、今、朝日大学の北で、柳一色橋の隣に柳一色歩道橋を今年度と来年度、昨年度と3か年で橋の計画をしております。そういった事業は国の社会資本整備総合交付金というものを活用しております。恐らくこれらの橋を架けるにしても、そういった国の援助がないとなかなか事業としては大変難しいかなと思っております。そういった意味で、現在策定中の市の国土強靱化の地域計画、その辺りにしっかりと位置づけを行いまして、財源確保の見込みをつけながら事業着手になろうかと思ひますので、今のところ具体的にスケジュールは持ち合わせておりませんので、その点、御理解いただきたいと思ひます。

〔2番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 藤橋直樹君。

○2番（藤橋直樹君） ありがとうございます。

牛牧小学校に通う穂南地区の子供たちのために、そして高齢化する牛牧団地住民の夢と希望に応えるために、まさに森市長が言われる魅力あるまちづくり、住んでよかったまちづくりの施策の現実と考へますので、一刻も早い完成をお願いいたしまして、これで私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（庄田昭人君） 2番 藤橋直樹君の質問を終わります。

議事の都合により、しばらく休憩します。それでは、2時半より再開をしたいと思います。

休憩 午後2時13分

再開 午後2時30分

○議長（庄田昭人君） 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

3番 若原達夫君の発言を許します。

若原君。

○3番（若原達夫君） 議席番号3番、無所属の会、若原達夫でございます。

一般質問も2日目の最後に入り、11番目の登板となりました。昨日、今日と、一般質問もコロナウイルス対策の問題が多く取り上げられています。当然のことながら、この問題は今、市民の皆様の最大限の課題項目であり、また経済・政治部門におきましても重点課題となっています。私の質問の中身も、このコロナウイルス対策によるものがございます。さきに質問された議員の皆様の内容や答弁に重複する項目があると思いますが、御理解を頂きたいと思えます。

それでは、議長より発言のお許しを頂きましたので、これより以下3点について一般質問をさせていただきます。1点目は、新型コロナウイルス対策に伴う学校給食費の負担軽減について、2点目は、みずほバスの路線再編成を課題とする市民の皆様、特に高齢者の皆様の移動手段の確保について、3点目は、国の第2次補正予算をキーワードとした今後の瑞穂市の新型コロナウイルス対策についてであります。

以下、質問席より質問させていただきます。

それでは、第1点目の質問に入らせていただきます。

現在、新型コロナウイルスは県下市内においては終息傾向にありますが、昨日、東京で55名の感染が確認されるなど、いつまた東京アラートが再発動されるか分からない、そうした先行き不透明な状況になっています。

このような中、多くの家庭では収入減により生活が切迫してきています。特に多児童を抱える家庭では、その傾向は顕著であります。私は、こうした家庭を最優先して考慮していかなければならないと考えています。その上で、学校給食費の負担軽減についてお尋ねをしたいと思います。

現在、3歳児から中学3年生の児童手当の支給のうち、第3子の子供の数は635名だと聞いております。このうち未就学児童、第4子児童の重複や公務員の数が算入されていないため正確な世帯数は分かりませんが、午前中の関谷議員の質問にありました給食費月額、中学生4,740円、小学生4,020円、園児3,710円の給食費の負担軽減の政策の柱として、多児童世帯の第3子以降の生徒・児童がいる家庭においてコロナウイルス対策の追加政策として、今年1月に遡り年内12月までの学校給食費を無償化できないかお尋ねいたします。また、さらに第2子につきましても無償化、または5割程度の助成ができないのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（庄田昭人君） 広瀬教育次長。

○教育次長（広瀬進一君） それでは、議員の御質問についてお答えさせていただきます。

給食費の助成につきましては、新型コロナウイルス感染症対策にかかわらず、午前中にも答

弁させていただきましたように、第3子、また第2子等助成できないかとか、いろいろ検討を重ねてまいりましたが、様々な課題があるところから、新型コロナウイルス感染症対策を含めながら引き続き検討を行っているところでありまして、助成事業の実施に当たりましては、検討内容など十分御説明し、御理解を得られるよう進めてまいりたいと考えております。

しかしながら、瑞穂市では新型コロナウイルス感染症対策としまして、市独自の給付金、みずほ子育て応援給付金を交付しておりますが、こちらの給付金の目的の一つとしまして、給食費にも活用していただけるよう考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

ごめんなさい、1番も2番も併せての答弁とさせていただきます。よろしく願いいたします。

[3番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 若原達夫君。

○3番（若原達夫君） 御答弁ありがとうございます。

今回の予算におきまして、子育て世代において数々の瑞穂市の予算が編成されております。かきりん振興券、そしてスタンプラリー、そして先ほど説明がありました子育て応援給付金、全てにおきまして手厚い支援を行っていただいておりますと感謝しております。

しかし、近郊におきまして、豊田市におきましては、児童4万4,000人、10月まで無償化、また大阪の衛星都市、吹田市では、小学生に限りますが、来年の3月まで無償化、こうした政策が決定されております。午前中のお話で、現在76自治体のうち71自治体は、3万人未満の小さな自治体が学校給食費を無償化しているというお話でございましたが、こうした豊田市、または吹田市におきましては大きな都市でございます。こうした都市に今後瑞穂市も近づく、その上で瑞穂市の学校給食費、コロナ対策の時限立法としての対策を今後ともよろしく願いたいと思います。

引き続き、2つ目の大きな質問に入らせていただきます。

みずほバスの路線再編成に伴う市民の移動手段の確保についてであります。

現在、瑞穂市内を運行する路線バスは、みずほバスが4路線、岐阜バスは2路線、名阪近鉄バスは1路線ございます。また、朝日大学のスクールバスが1台、合計8路線が瑞穂市内を運行しております。この中で特にみずほバスは、瑞穂市民の足として少しずつ利用者も増え、定着しつつありますが、まだまだ多くの市民の皆様にご利用いただけていないのが現実だと思います。それは、みずほバスを見かけたとき、乗車人数を見れば明らかであります。実際、4路線を合わせた令和元年度の利用者は10万5,432名であります。1日当たりに平均をいたしますと292名、1便当たりいたしますと、僅か6.9人の利用者にす

ぎません。

私は、こうした現況を踏まえ、以下3点について質問させていただきます。

1点目は、みずほバスは今年度、3年に1度の路線の見直しの年になっております。多くの市民の皆様は足として利用する、そのためにどのような路線をどのように見直すのか、その基本的な方向性、概念について、まずお尋ねしたいと思います。

2点目は、みずほバスは2年前に1路線を増やして4路線になりました。そのことによって瑞穂市民の利用も増えつつあります。路線の新設や運行本数の増加などにより、今後、みずほバスは細やかな巡回バスとしての役割がますます大きくなると考えております。

そこで、今後の路線増加の傾向や運行本数の増加、そのお考えをお尋ねしたいと思います。

3点目は、みずほバスは巡回型のバスのため、穂積駅に到着するまで30分程度、もしくはそれ以上の時間を要することがございます。この時間的制約が利用者の増加につながらない要因の一つだと考えています。

こうした中、市民の皆様から、朝夕を中心に主要停留所から穂積駅の直通バスを運行してほしい、このような声も聞こえてきております。停留所の場所、数などにつきましてはさておき、路線の再編成の中で、こうした直通バスが可能であるか、お尋ねしたいと思います。

以上3点について、御回答をよろしくお願いいたします。

○議長（庄田昭人君） 山本企画部長。

○企画部長（山本康義君） 今、みずほバスの御質問がございました。

まず、路線の見直しの基本的な考え方という御質問でございます。

前回の路線見直しの際には、3路線から4路線に増加させていただきまして、運行エリアの拡大、1路線当たりの増便等を行いまして、最終便を17時台から20時台に繰り下げるということも利便性の向上ということで路線見直しの中で行ったということでございます。

現在、再編から2年が経過しております。その周知がだんだん、みずほバスというものが浸透されてきていると考えております。議員さんが言われましたように、現在、利用者が年間10万人を突破いたしました。大変うれしいことだと思っております。利用者が増加しているところという状況でございます。

従来、バス会社さんは5年ぐらいは変えないというような基本的なルールがあるみたいですが、私どもみずほバスは、市民の公共交通機関というところがありますので、皆さんの御意見を頂いているので3年ぐらいで見直したいなと思っております。

ただ、今回の方針としましては短くさせていただきますけど、あまりにも早く改編するということになると、また路線の定着というのがありますので、全面的に路線を大きく変更するというのではなく、これまでの2年間で周知・浸透されてきている路線を生かしつつ、利用が不便であった方からの意見とか、また要望などを考慮した上で微調整させていただくというよ

うな基本的な考え方で思っております。

2つ目の御質問です。増便等々の考え方でございます。

高齢化社会が進む中、バス業界では運転手不足が深刻となっております。みずほバスは現在、運転手・バス車両ともそれぞれ4名で5台を動かしているということになっております。これは全てバス業界さんのほうに頼んでおるといふ委託業務ということを進めている状況になっております。運転手やバス車両の確保も必要となりますので、当然、とても市直営ではなかなかできないという状況がございます。

みずほバスの運行におきましては、費用対効果を重視していかないといけないと考えています。当然のことだと思っております。路線の増加は十分慎重に利用状況を見ないといけないと思っております。また、裏を返せば、乗車が少ないところは見直していかないといけないということも考えないといけないということになります。

現在の路線となりまして2年が経過し、10万人を突破してきたという状況がありますので、浸透されているということをおどもは見ております。その既存路線にもっと増加させていきたいという考え方がございますので、今、時刻表のほうには市内の名所旧跡のところだとか、スーパーの場所だとか、そういうのも一緒に、今までは時刻表だけだったんだけど、そういう場所とかの名前とか住所もプロットさせてもらうように変えさせてもらいました。もっと利用が上がるように、この辺、例えばスーパーに行くのには、この時間だったら、こういう例えばの使い方がありますよという具体的な乗り方というようなものを示させていただくと分かりやすいのかなというふうにご考えているということでございます。

あと、直通バスのことが3番目に御質問がございました。

今、おどものみずほバスというのは、4路線は全てJR穂積駅が発車であり、最終的に到着するというところで発着場所となっております。速達性という、JRという大動脈ですよね、そこへつなぐという狙いがあるんで速達性を重視しております。議員さんの御提案でありました直通ということになりますと、どこから駅までということになります。公平性の観点から、この巡回バスというのはいろんな地域を回って駅に届けるという形を思っております。なかなか高齢者の方々には速達性というところがあって使いづらいという点もございます。それは市役所の中でいろんな手だてがございますので、また関係部署とも協議しながら、そちらのほうの手当てというものを考えたいと思っております。

今、時間的に30分以上という話がありましたが、できるだけその辺の、いろんなところを拾って回っていきますので時間はかかるコースもあるんですけども、いろんな地域の方々を回って公平性を重視しながらということで、巡回バスというのを費用対効果も考えてバランスを取りながら考えておりますので、このコースの中でよりよいものに、またどんどん練っていきたいと思っておりますので、よろしく御理解を賜りたいと思っております。以上でございます。



[ 3 番議員挙手 ]

○議長（庄田昭人君） 若原達夫君。

○3 番（若原達夫君） 御答弁、ありがとうございます。いろいろ考えるべきことがあると思いますが、1つだけお願いしたいのは、先ほど山本部長がおっしゃいました費用対効果を考えるという言葉でございます。公共の足確保の上から、当然、費用対効果を二の次にするというところでございませぬが、その辺のところだけ御理解を頂き、市民の足の確保、そのために尽力をしていただきたいと考えております。

続きまして質問に入らせていただきます。

高齢者の運転免許証返納者に対する乗車運賃の問題についてであります。

午前中の発言にもありましたが、昨年の大津での幼い多くの命が犠牲になった保育園児の散歩途中の事故や、ここ数年、高齢者による暴走事故、またブレーキやアクセルを踏み間違え事故が多発しています。このような状況下で高齢者の運転免許証の自主返納が進みつつあります。

実際、私の妻の父親も80歳のとき小さな物損事故を起こし、運転に自信がなくなったと、そのことを機会に自動車運転をやめました。また、同じく母親も、先月80歳を超えたのを機に、自動車を手放し運転をしなくなりました。ただ、夫婦そろって交通手段がなくなる、そのことによって買物に気軽に行けなくなるなど、かなり抵抗を示していましたが、大きな事故を起こす可能性が高くなっていることを自覚し、運転を諦めました。

さて、瑞穂市においても、自動車運転に自信がなくなっている方や高齢者の方々の運転免許証の自主返納を喚起していくことは大変大事なことだと考えております。しかし、瑞穂市の大半の地区で運転免許証を返納すると、交通手段のない移動困難者になる可能性があります。こうした問題を少しでも解決するため、運転免許証の自主返納をされた方、高齢者の方々に、みずほバスをより多く気軽に利用していただくように進めていかなければならないと考えています。

そのためにも、免許証返納者に瑞穂市の政策として、現在50円の乗車運賃を無償化にしてはどうかと提案いたします。また、その運賃無償化対象者を配偶者の方にも広げてはどうかと考えております。この点についてお尋ねをしたいと思っております。

○議長（庄田昭人君） 山本企画部長。

○企画部長（山本康義君） みずほバスの運転免許証自主返納者への割引支援につきましては、平成29年度第1回瑞穂市地域公共交通会議にて協議を行いまして、委員全員の承認を頂きまして高齢者の運転免許証返納者へは50円の半額にて利用いただいております。この半額導入は平成30年1月より実施しております。また、障害者の方にも割引制度がございます。

このように、特別な事情の方に限り割引制度が設けてあります。基本的に利用者には一定の

御負担をしていただくという考え方が公共機関のほうにあるということなんです。

高齢になられ免許を返納したため交通手段がなくなり、配偶者にも影響が出ている御指摘でございます。私も改めて感じているところでございます。私のほうの親も返したということがあります。大変多くの方々が交通事故を起こしたくないという思いで返納されていることは私も分かっているというところでございます。

岐阜バスさんのほうに、みずほバスは委託しております。運転免許証返納者の配偶者につきまして割引制度の御提案ですが、乗客が該当者であるかを運転手が簡単に瞬時に判断できるというのはなかなか難しいことがあります。バス会社さんのほうともいろいろと相談しないと難しい点はございますので、検討はしていきたいとは思っております。

基本的に、みずほバスというのはワンコイン100円で利用できるという利便性がある地域の公共交通機関です。このように安価であることが最も特筆というかメリットということも周知させていただいて、ますます多くの方に利用していただけるよう、先ほど申し上げましたように、実際的な利用の使い方というのをもっと周知させていただいて、多くの方に乗っていただきたいと思っております。

みずほバスを利用していただいで高齢者の方、本当に動けなくなるまでの足腰を鍛えていただくという一つのツールなんかに、前向きな利用の仕方というか考え方もしていただくとありがたいのかなと思っております。

また、それ以上にお体が悪くなったら、違う方法とかも制度上ありますので、ひとまずはみずほバスを今の状態でということで御理解願えないかなと思っております。以上でございます。

[3番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 若原達夫君。

○3番（若原達夫君） 現在、高齢者の利用者数は正確なデータはないと聞いております。運転手さんの感覚によると、約2割が高齢者の方だとお聞きしています。その中で、運転免許証返納者の利用者数について具体的な数が分かれば教えていただきたいと思っております。通告にない質問になりますが、よろしく願いいたします。

○議長（庄田昭人君） 山本企画部長。

○企画部長（山本康義君） 今、そこまで返納者の方ということは調査上はないので、ちょっと分からないです。高齢者の方ということだと統計はありますけど、今は持っておりませんので分かりませんが、返納者でという形はまだ分かっておりません。

[3番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 若原達夫君。

○3番（若原達夫君） ありがとうございます。

今後、そうしたデータを基に、高齢者の方が、より一層みずほバスの利便性を図り、使いや

すいみずほバスにさせていただきたいと思います。

ちなみに今後の参考に、高齢者の方の利用運賃を私なりに計算してみますと、現況で、先ほど申し上げたように、1日300名の乗車があります。うち高齢者を運転手さんの感覚で約2割と推定いたしますと60名になります。さらに運賃100円を掛け年間365を計算いたしますと、年間219万円の予算になります。高齢者の年齢設定など検討すべき課題は多々あるとは思いますが、今後の瑞穂市の政策として検討の余地が十分にある分野に成り得ると思います。私は引き続きこの問題を議会でも取り上げていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

次に、岐阜バスの美江寺穂積線についてであります。

9月末をもって岐阜バスの美江寺穂積線の廃線が決定しております。まずは、廃線の理由について、瑞穂市として分かる範囲で結構でございます。御説明をよろしく願いいたします。

○議長（庄田昭人君） 山本企画部長。

○企画部長（山本康義君） 美江寺穂積線は、岐阜乗合自動車株式会社様、岐阜バスさんですが、運行する営業路線でございます。この路線の運行維持のために、美江寺穂積線支援に関する協定書に基づきまして平成24年から岐阜市と共同で支援してきましたが、利用者の減少などにより不採算路線となっているということでございます。岐阜バスさんのほうでは、現在、運転手不足などの要因も重なっておりまして、不採算路線などの見直しを行っております。会社判断に伴いまして廃線を決定されたということでございます。路線存続の交渉は非常に難しいと考えております。

〔3番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 若原達夫君。

○3番（若原達夫君） この路線は、西小学校区、そして中小学校区より、本田地区、生津地区を通り、河渡橋経由で岐阜市民病院前、柳ヶ瀬とつながり、岐阜駅周辺が到着となっております。この路線は瑞穂市内の北地区において、唯一岐阜方面へ直結する市民の足として役割が大きく、特に高齢者の方々の岐阜市民病院への足、また市内への直通な足として必要な路線になっています。

この路線は、先ほど部長から説明がありましたように、岐阜バスの単独路線であり、瑞穂市として営業について意見を述べる立場にないかもしれませんが、改めて岐阜バスとの話合い、そうしたことができないものか、お尋ねしたいと思います。

○議長（庄田昭人君） 山本企画部長。

○企画部長（山本康義君） 岐阜バスが廃線を決定されたことにつきましては、利用者数が少ないという状況がありまして、採算が取れないという状況であったということが先ほどの説明でございます。

瑞穂市が単純に委託料を払って、その路線を買うなんていうこともなかなか採算がという、

先ほどの費用対効果もございまして、また難しい問題になります。今は新規路線を開発、運行するという事じゃなくて、みずほバスのことですけれども、地域の足として、交通手段として浸透が図られつつある既存路線をいかに周知していくかということになります。

廃止された路線のほうですけれども、岐阜市民病院とか柳ヶ瀬のほうに行かれる方が見えたとします。私どもは、みずほバスを使い、JRを使い、ちょっと大変なことになりますけれども、そちらのほうに行けるような交通、既存の公共交通を利用したアクセスの方法だとかをまた周知させていただきたいなと思います。周知させていただいた案が時間的に難しいのかなというところもあるかもしれませんが、そういう形で利用していただけるような方法を考えたいと思います。

ちょっと御紹介なんですけど、今、岐阜バスさんでお願いしているので、検索していただくと路線が出るというようなシステムも入っておりますので、そういうのも有効活用していただければいいかなと思っております。よろしくお願いたします。

[3番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 若原達夫君。

○3番（若原達夫君） 廃線が決定した場合、例えばみずほバスをその路線に持っていく、もしくは第三セクター方式などを取り入れて運行する、こういった可能性についてもお尋ねしたいと思います。

○議長（庄田昭人君） 山本企画部長。

○企画部長（山本康義君） 先ほどの質問の回答をさせていただいたところにもあったんですけど、なかなか採算性が難しいと思います。ですから、そちらのほうの路線をみずほのほうでというわけにはちょっといかないと思っております。

[3番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 若原達夫君。

○3番（若原達夫君） いろいろとありがとうございます。

この問題の最後に、市長に今後の市民の移動手段について総合的な立場から、お考え、政策についてお尋ねをしたいと思います。よろしくお願いたします。

○議長（庄田昭人君） 森市長。

○市長（森 和之君） 若原議員の高齢者の交通手段の確保の観点の広い意味での御質問だと思っております。

今年度から市役所のほうでは、高齢者の運転される方のアクセルとブレーキの踏み間違い防止機能がついた補助金制度も始めております。運転免許返納ということとは逆行するかもしれませんが、装置があり防止ができることで長く運転できるということも期待されたような、そんな補助金制度となっております。

また、この10月からは高齢者のタクシー事業の要件を緩和してまいります。同一世帯に運転される方がいては対象になりませんが、これからは夫婦どちらかが免許がある場合を除き対象となる、また市民税が非課税世帯という要件も撤廃をして、そんな利用状況をこれから様子を見ていきたいということを考えています。

そのような中、高齢者の移動手段ということで、今まではみずほバス、タクシー、そして自家所有償旅客運送に加えて、道路運送法の許可とか登録が必要ない互助のシステムによるような、そんなものがありました。それがこのたびルール化をされてきています。利用者には負担なしで、主体はNPO法人とか社会福祉法人、自治会、そして商工会などでも互助による高齢者の移動手段を進めることができる、そんなルール化がされております。

瑞穂市では昨年、社会福祉協議会と連携を取って地域包括ケアシステム、今日も午前中、説明がありましたが、その地域包括ケアシステムの第1層の協議体の中で、市全域を互助による高齢者の移動手段の確保に向けて、今、実現に向けて検討を進めているところでございます。そのようなことが可能になると、高齢者の移動手段は、今のみずほバスに加えてタクシーもございしますが、利便性が図られるものではないかと考えています。もちろん、高齢者自身がいつまでも健康で運転をされて、そして運転ができなくなっても、自転車、徒歩、そういうようなことが前提にあって、これは担保的な部分となりますが、このようなことも加えて御報告をし、またこのようなことが実現に向けて進むようでしたら、また議会、市民の皆様にも御説明をしていきたいということを考えております。

[3番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 若原達夫君。

○3番（若原達夫君） 市長、いろいろと御提案、ありがとうございます。

確かにみずほバス、停留所まで歩いて20分、もしくは30分かかると、そういった方もいます。そのためにタクシー助成、その他いろいろな施策について、今後邁進されることを私として期待しております。

最後の質問に入ります。

瑞穂市の今後の新型コロナウイルス対策についてであります。私は特に市民生活に重点を置いてお尋ねしたいと思います。

政府の第2次補正予算が国会において決定されました。一般会計総額32兆円で、うち地方に2兆円の地方創生臨時交付金が予定されています。この中で特に1兆円は、今日の発言にも何度も出てきます新たな生活様式などへの対応として用途を明確化しています。瑞穂市として、これらの交付金を有効活用していく上でどのような方面に重点を置き、対策を練っていくのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（庄田昭人君） 久野総務部長。

○総務部長（久野秋広君） それでは、地方創生臨時交付金についての質問についてお答えをさせていただきます。

地方創生臨時交付金については、まず国の第1次補正予算の中で、新型コロナウイルスの感染拡大の防止とともに、感染拡大の影響を受けている地域経済、さらに住民生活を支援すること、これらを目的に地域の実情に応じて必要な事業を実施できるようにということで、まず1兆円の予算が措置されております。

その際、この1兆円の配分基準というものは、感染拡大期ということもあり、人口などに加えて、いわゆるコロナの感染状況を基に算定されており、本市も地方単独事業として1億6,540万4,000円の交付限度額が示されました。本市の場合、まず地域経済の対応策としては、先ほど出ておりますが、かきりん振興券の発行事業、さらに生活支援策としては、みずほ子育て応援給付金事業などに活用させていただいているところでございます。

さらに、今後夏以降に、残りの国庫補助事業における地方負担分も交付限度額が示される予定となっております。国庫補助事業としては、国の補正予算で計上されている、例えば保育所における子ども・子育て支援事業交付金や、今回、本市の補正予算に計上させていただいている文部科学省のGIGAスクール構想に沿った学校施設の公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金の地方負担分が該当してくると想定をしております。

そこで、今回の6月12日に成立した国の第2次補正で増額された当該地方創生臨時交付金2兆円の用途についてでございますが、その目的とするところは、家賃補助を含む事業継続や雇用維持への対応に1兆円と、残りの1兆円に感染拡大防止と社会経済活動を両立させる新しい生活様式に振り分けられているというところは、議員の質問にあるところでございます。

その対象事業ですが、2兆円全て全額が地方単独事業の財源となる。また、特に新しい生活様式への対応事業1兆円の算定基準というのは、1次と違って感染状況に関係なく、人口や財政力に加え、年少者、さらには高齢者の比率などが新たな算定基準となっております。

実を言いますと、タイミングよく昨日、内閣府より瑞穂市の交付限度額4億1,174万3,000円が示されました。こうした昨日示された状況を踏まえて、今後、第2ステージとしての感染予防対策を踏まえた経済活動の回復、さらには強靱な経済構造のための新たな生活様式に対応していく必要な施策について、昨日、市長より、関係部局で検討・調整するよう指示を受けたところでございます。

また、本日ちょうど2時でございますが、衛星会議ということで、内閣府でテレビ中継で説明会が行われました。私もこの休憩中にちょっとのぞかせていただいたんですが、その中で、説明の中では、新しい生活様式の中では地域未来構想20というような、そういったことも内閣府のほうから出されております。

現在は国から交付限度額が示されたばかりでございますので、今後は新型コロナウイルス感

染症対策特別委員会しかり、議会への報告も含めて、地方創生臨時交付金における対応施策を打ち出していきたいと考えていますので、議員におかれましても御理解、さらには御協力をお願い申し上げ、私の答弁とさせていただきます。

〔3番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 若原達夫君。

○3番（若原達夫君） 昨日、地方創生交付金が4億1,000万強ということで発表されたとお聞きしております。私の質問では最後にそのことを取り上げる予定でしたが、順番が少し狂いましたが、その4億1,000万を基に、今後瑞穂市として改めてどういった政策をしていくかをお尋ねしたいと思っております。

そのため、近郊都市におきまして様々な取組がなされております。午前中の矢野部長が答弁された水道料金の無償化をされるどころ、また瑞穂市においては既に先駆け、高校3年生まで、かきりん振興券の発行がなされておりますが、これを全市民に瑞穂市内の全店舗で使えるプレミアム商品券を発行する、また学生における学費の無担保・無利子の貸付制度、また先ほど質問させていただきました学校給食費の無償化、また国の政策として決定しましたが独り親世帯への助成金の支給、このほかにも各自治体、様々な取組がなされています。

今後、瑞穂市として市民の生活を守る立場からどのような計画があるのか、改めてお尋ねしたいと思います。

また、復習になりますが、前回のコロナ対策として部長より説明がございました1億6,500万円の使い道として、かきりん振興券、スタンプラリーに1億1,500万円、みずほ子育て応援給付金に9,600万円、県のコロナ感染症の協力金の負担金として4,200万円等が計上されています。

改めまして、こうした予算の配分、今後、瑞穂市においてどのような計画、またどの程度、どのように振り分けていくのか、今後の計画になるとは思いますが、せめて基本路線だけでも分かれば教えていただきたいと思っております。

○議長（庄田昭人君） 山本企画部長。

○企画部長（山本康義君） ちょっと重なるところがございますが、今回の6月定例議会の一般会計補正予算のほうについて、コロナ禍においての内定取消しや解雇等で職を失った方への会計年度任用職員の採用だとか、そういうのも入れているんですね。私ども、先ほど久野総務部長からあったように、大至急幹部が集まって、対策を市長から命令を受けていますので、各部署から項目を6つと言っています。感染拡大防止への啓発活動、感染予防活動、経済活動の活性化、生活支援、事業所への支援、それから新しい生活様式への転換事業ということで、各部署から持ち寄って具体的な事業に優先順位をつけようということで、今、一生懸命洗い出しているところでございます。上限で4億1,000万というお金が決定されていますので、有効に活

用するというところで今考えているというところでございます。

私も瑞穂市は、総合計画等々から見まして運輸業が市内に多いんですね。それで、その従事者も多いという状態になっています。今、その方々、その業者さんと事業主の方、直接はないかもかもしれませんが、これからいろんな経済活動が変わってくると、運ぶもの等々、運送するものというのも変わってくると思われます。そういう点で、経済活動をそういうところを重点にしていくというのも考え方かなと思ったりもしております。

いろいろな意見が出ています。あと、情報通信的なものを考えていくべきでないのか、今議会でもいろいろと情報が遅いのではないかという御指摘もあります。そういうところもまた考えていくべきテーマかなと思っています。

この6項目をもって各部署から集まってくるけれども、いろんなことを議論しながら、この2兆円のうちでも瑞穂に関しては4億1,000万来ますので、それについて早く経済対策ができるような、また継続であります感染予防ができるような手法といいますか、手だてを具体的に考えていきたいと思っております。よろしく願いいたしたいと思っております。

[3番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 若原達夫君。

○3番（若原達夫君） 時間が若干ございますので、通告にはございませんが、お尋ねしたいと思っております。

先ほど私が提案いたしました学校給食費、コロナに対する時限立法ではございますが、この政策について4億1,000万が使用対象の可能になるのかならないのか、お尋ねしたいと思っております。

○議長（庄田昭人君） 久野総務部長。

○総務部長（久野秋広君） ただいまの御質問でございますが、先ほども私、答弁をさせていただいた中で、まだ説明会が本日行われたという中で、要綱等もまだ精査していない状態ですので、その点ちょっと答弁できませんので、御了承願いたいと思っております。以上です。

[3番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 若原達夫君。

○3番（若原達夫君） 何分急なことというようなこともございます。今後、この4億1,000万強の予算に対して有効活用、また市民のための活用方法を考えていただくことを期待いたしまして、私の発言とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（庄田昭人君） 3番 若原達夫君の質問を終わります。

---

#### 散会の宣告

○議長（庄田昭人君） 以上で、本日に予定していました一般質問は全部終了いたしました。



本日はこれで散会します。

散会 午後 3 時18分

